

は じ め に

経済や情報のグローバル化が進む現代社会の中では、ともすれば文化の画一化が危惧されます。平成 13 年には国の文化芸術振興基本法が制定され、文化・芸術振興のあり方が改めて問われました。法の中では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」であるとともに、地方公共団体は「その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責任」があると明記しています。このような状況の中で、本市においてもユネスコ条約の主張する「文化の多様性」を尊重し、市民が主役となることのできる文化・芸術の環境整備を進めることが重要な課題となって参りました。

本市は、第 6 次総合計画において定められた「次代をみつめる 創造のまち 西尾」を軸に、市民の皆さまがより住みやすい都市を求めて政策を進めております。母なる川「矢作川・矢作古川」に囲まれる豊かな自然環境に恵まれ、古くから六万石の城下町として栄えてきた本市には、八万冊余りの蔵書を抱え「古書の博物館」として全国に誇れる岩瀬文庫など、後世に受け継ぐべき多くの宝が存在します。「文化を育てること」は、おのずから「人づくり」につながります。西尾の歴史をいつくしみ、未来の西尾を形作る。そのためにも本市は、「人と文化がともに育つまち 西尾」を目標として、市独自の文化が根付くよう、「西尾市文化振興プラン」を策定いたしました。

本プランは平成 30 年を目標年度とし、文化を「つくる」・「そだてる」・「ささえる」・「つたえる」という 4 つの基本方針を定め、特に市民の皆さまを主体として、文化事業の自主企画・運営のできる「文化の担い手」の育成に力を入れ、文化・芸術による社会の活性化の実現に取り組む姿勢でいます。

戦後の西尾市では、青年団などによる演劇活動が活発に行われていました。これら文化・芸術を通じた交流や感動体験は、若者たちが社会を動かす原動力となっていたのではないのでしょうか。今後とも、市民の皆さまが文化・芸術を体験する機会が得やすい環境形成をはじめ、文化・芸術を通じて人々がつながり、つながることで生きる喜びを感じられる西尾市を目指して参ります。

最後になりましたが、本プランは市民ワーキングチームの皆さまによる「市民参画」で、西尾の未来像について幾度も議論を重ねてつくられました。策定に関わっていただいた市民の皆さま、並びに貴重なご意見をいただきました策定委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました関係者各位に心から御礼申し上げますとともに、今後のプラン実現に向けて、さらなるご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月

西尾市教育委員会

第1章 策定の概要	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 策定の枠組み.....	2
2－1. 経緯・策定期間	2
2－2. 市民との協働による策定体制	2
2－3. 対象とする文化・芸術の範囲	4
2－4. 目標年次と点検の方法	4
第2章 現状と課題	5
1. 市の概況	5
2. 市の文化状況（現状と課題）	5
第3章 文化・芸術振興の方向	10
1. 基本理念	10
2. 基本方針	11
第4章 文化・芸術振興の具体策	12
基本方針 1 つくる（文化・芸術を身近に感じ、生きがいのあるまち 西尾）	12
基本方針 2 そだてる（文化・芸術による次世代の心の育成）	16
基本方針 3 ささえる（文化・芸術を支える環境づくり）	20
基本方針 4 つたえる（地域の文化的資源の再発見と、未来への継承）	25
資料編	
1. 市民意識調査結果（文化協会・民間文化施設・ユースビート）	31
2. プラン策定までの過程	
（設置要領・委員名簿・工程表・市民ワーキングチーム活動報告）.....	41
3. 市の文化状況（公共文化施設・歴史・文化財・祭り・民話）	49
4. 文化シンポジウム報告	57
5. 文化芸術振興基本法	62
「西尾市文化振興プラン」を具体化するための事業計画表	

1. 策定の趣旨

音楽がまったくない世界や、絵やデザインがない世界を想像するのは難しいでしょう。

文化・芸術は、いつも私たちのそばにあり、すでに生活の一部となっています。自分ひとりで創造活動に打ち込む、あるいは仲間と一緒にになって感動を共有することにより、私たちは様々なスタイルで、文化・芸術を楽しむことができます。

西尾の歴史をふりかえってみると、民間の力が文化を支えてきたことがうかがえます。例えば、江戸時代後期には国学者・神職であった渡辺政香が、寺津八幡宮に古今の書物を収集した「寺津八幡書庫」を設け、後に「参河志」を著し、歴史・風俗・文化など三河の文化を今に伝えています。明治16年には富裕豪商などの力により、県下ではいち早く私立の英語学校（伊文町）が開校しています。岩瀬弥助、鳥山伝兵衛らの豪商は、岡崎と西尾をつなぐ鉄道や産業等の発展に尽力するとともに、西尾町立高等女学校を設立するなど教育の普及にも積極的でした。明治40年には、読書好きな文化人であった岩瀬弥助によって、私立図書館「岩瀬文庫」が設立されました。文庫は、戦後の存続の危機を市民の強い希望により乗り切り、現在では多くの市民ボランティアが活躍し、世界に誇る蔵書の宝庫となっています。

このように、西尾ではこれまで、主に市民の力によって、各方面で文化・教育の振興がなされてきました。そして、文化を育成することは、自ずから「人づくり」にもつながる、ということを昔の人は知っていたのかもしれません。「市民主体の文化の推進」という特性を受け継ぎ、現代に生きる私たちも、また新たな「文化史」の一ページを築くことを目指します。

現代社会では、家族間での殺傷事件や、自殺者が年間3万人を超えるなどの暗いニュースが後を絶ちません。このような社会の中において、文化・芸術の持つ二つの「力」というものが今改めて求められています。

まず第一の「力」として、私たちは文化・芸術活動によって「創造力」を高めることができます。多忙な日常生活の中で、人間本来の持つ「五感」を最大限に活用し、芸術の創造あるいは鑑賞活動をする。このような内面の充実を図る活動を通じて、私たちはもう一度、「人間性の復活」を図ることができるのです。もちろん、子どもたちの心の発達においても、豊かな「感性」を養うことは欠かせません。

第二の「力」としては、文化・芸術を通じて、「コミュニケーション力」を養うことができます。というのも、文化・芸術の前で、人は皆平等になることができるからです。IT技術の進歩などにより、直接的な人間関係が希薄になってしまった現代社会において、文化・芸術活動を通じて、私たちは自然に、人とつながり、社会とつながることが可能となります。そして、これらの感動を共有することは「生きる力」へと通じるのではないのでしょうか。

文化とは、芸術には限定されません。この国で日々積み重ねられてきた生活文化という文化的資源をも、私たちは受け継いでいく必要があります。さらに、西尾の歴史を見直し、現代における意味を考えることによって、これまでとは違うまちの魅力に気づき、まちの活性化を図ることができます。

このような文化・芸術の持つ力を、個人のレベルにとどめるべきではありません。個人の営みを「つなぐ」ことによって、文化・芸術は、広く社会にも働きかけ、社会を変える原動力ともなります。文化・芸術の振興は、西尾の未来への先行投資となるのです。市民が文化・芸術を通じて「生きる意味」を見出し、幅広く「つながる」ことを目標として、「西尾市文化振興プラン」を策定します。

2. 策定の枠組み

2-1. 経緯・策定期間

国が定めた「文化・芸術振興基本法」の第4条「地方公共団体の責務」における、“地域の特性に応じた施策の策定”に基づいて、本市においても、プランを策定することが決まりました。文化・芸術振興基本法の中には、その核心ともいえるべき「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ」という記述があります。ここから発展して考えると、人権としての「文化権」、つまり①自由権としての文化を創造する権利、②社会権としての文化へのアクセス権・享受権などが保護されるべきである、と捉えられます。

また、本プランは、文化・芸術の振興に関する基本的な方針＜第2次基本方針＞（平成19年2月閣議決定）など、国の法令・方針を踏まえています。

さらに、愛知県が平成19年2月に策定した「文化・芸術あいちづくり推進方針～“愛知発”の文化・芸術の創造と展開をめざして～」の内容も踏まえた上で「西尾らしさ」を検討しています。

市の計画としては、本プランは、第6次西尾市総合計画の中で、「西尾市文化振興プラン」の策定が掲げられています。総合計画の「次代をみつめる創造のまち 西尾」というコンセプトのもとに、重点プランとして「市民と協働するまちづくり」、「緑と文化の回廊づくり」が掲げられ、特に「人づくり」という目的を実現するための具体策として、本プランを策定します。

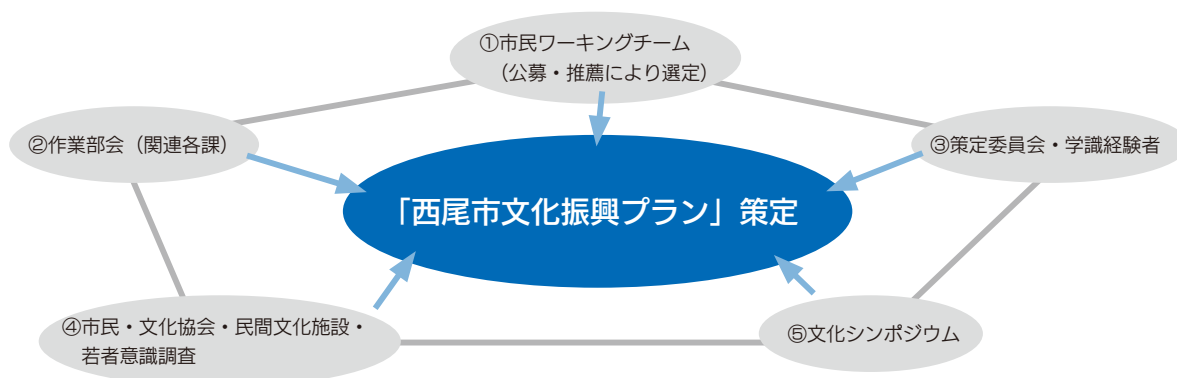
その他に、「高齢者保険福祉計画」（平成18年）、「西尾市障害者福祉計画（第2次）」（平成19年）、「男女協働参画プラン」、「西尾市地域情報化基本計画」、「環境基本計画」、「西尾市都市マスタープラン」（平成5年）、「西尾市中心市街地活性化基本計画」など、市内の各種計画との整合性を図っています。

これまでの経緯を踏まえた上で、新たに「西尾市文化振興プラン」を策定するため、その策定期間を以下のように設定しました。

＜策定期間＞2ヵ年

平成19年	準備期間（文化状況における課題や市民のニーズの把握）
平成20年	検討期間（具体的な議論）
平成21年3月	策定→冊子刊行

2-2. 市民との協働による策定体制



① 市民ワーキングチーム

プランを策定するにあたって、市民と行政との協働がもっとも重要です。したがって、西尾市を文化で活性化するために協力したいという市民を公募しました。その他、文化関連団体や文化に貢献している市民を推薦してもらい、「市民ワーキングチーム」を結成しました。このチームは、月に1度程度集まり、西尾市の文化振興の現状分析や課題の整理をし、ワークショップ形式で、プランに盛り込みたい内容を提案しあいました。市民リーダーと副リーダーを中心とした、市民主導のチームです。さらに、必要に応じて、会議には「オブザーバー」を招きました。これは、各回のテーマに応じて、例えば伝統芸能の継承者など文化関係者からの意見を把握し、プランに反映させるためです。

② 作業部会

文化振興に関係深いと思われる課の担当者によって結成される部会です。事務局（文化振興課）の提案に対して、各関連計画との整合性を図るとともに、新たな提案も出しました。さらに、部会の後半期には、「市民ワーキングチーム」から出た意見について、実現可能かなどを検討し、プランをより具体的にする機能を持ちます。

③ 策定委員会・学識経験者

自治体の「文化政策」について造詣の深い、名古屋大学大学院清水裕之教授に策定委員会に入ってもらい、アドバイザーとしてご意見をいただきました。策定委員は、市内各団体の代表者と関連各課の部長で結成され、「西尾市文化振興プラン」についての最終的な審議をする機関です。

④ アンケート調査・若者意識調査

一般市民の文化振興に対する意見を把握するために、「西尾市文化振興プラン作成に向けた文化・芸術に関する市民アンケート」を実施しました。

対 象 者	西尾市民 1,000 人	調査方法	郵送配布／郵送回収
調査期間	平成 19 年 9 月 1 日～ 20 日	回 答 者	377 名 回収率 38%

また市内の文化協会の会員約 2,600 人のうち、役員と評議員の 234 名に対して、文化意識や文化活動の状況についてのアンケートを実施しました。

対 象 者	文化協会役員・評議員 234 名	調査方法	郵送配布／郵送回収
調査期間	平成 20 年 6 月 13 日～ 27 日	回 答 者	108 名 回収率 46%

市内には、ギャラリーやホールなど多くの民間文化施設が存在します。各々の施設がどのように西尾市を文化で活性化したいのか、今後連携が可能かなどについて、アンケートを実施しました。

対 象	民間文化施設（ギャラリー・ホール）17	調査方法	郵送配布／郵送回収
調査期間	平成 20 年 6 月 5 日～ 18 日	回 答	10 施設 回収率 59%

市内で活動する「ユースビート」という、成人式実行委員会の OB・OG で結成されるグループに、「西尾」についての印象や要望について聞くワークショップを行いました。

対 象	ユースビートのメンバー(男 5 名／女 3 名)	調査日程	平成 20 年 7 月 18 日(於 浄願寺)
-----	--------------------------	------	-------------------------

⑤ 文化シンポジウムの開催

平成19年度文化庁「文化芸術による創造のまち」支援事業として2回の文化シンポジウムを開催。

第1回「未来へ活かそう、伝統文化」	第2回「西尾から文化発振を！」 (※発振＝発信＋振興の意)
-------------------	----------------------------------

両会とも、各専門家による講演会を通じて、西尾市の文化振興へのアイディアを学ぶとともに、参加者とパネリストとの意見交換の場を設け、より多くの市民の文化的ニーズを把握する機会となりました。

2-3. 対象とする文化・芸術の範囲

文化・芸術振興基本法に基づき、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽及び出版物、文化財を含む範囲を、「文化・芸術」と定義づけます。また、本プランは、どの分野にも当てはまらないような、創造性に富んだ、「新しい芸術」も含みます。

2-4. 目標年次と点検の方法

平成21年度を初年度とし、おおむね10年後（平成30年）を目標年次としています。

◆基本方針の目標達成期間◆

平成21年	平成23年	平成26年	平成30年
短期…3年	中期…6年	長期…10年	

プランは、随時点検が必要となってきます。その方法としては、節目ごとに「市民意識調査」の実施や、「文化シンポジウム」の開催など、市民や研究者が一同に会して意見交換をする場を設けます。話し合いでは、西尾市の文化振興の現状の検討、並びに、他自治体の最新の情報を入手し、西尾市のさらなる活性化について考えます（具体例；市民による活動報告・提案、研究者による評価・提案、他自治体の先進事例報告など）。



春の西尾市歴史公園

1. 市の概況

(1) 人口

西尾市の人口は、平成20年度4月において、総数108,341人（うち外国人登録5,871人＝5％）です。男女の内訳は、男性55,083（うち外国人登録3,504人）、女性53,258人（うち外国人登録2,367人）となっています。

資料；西尾市役所市民課

(2) 就業人口

第1次産業はほぼ横ばいをたどっています。13年前は第2次産業の就業者が多く見られましたが、近年は、第3次産業の増加傾向にあります。

資料；総務省「国勢調査」

※注）第1次産業…農業・牧畜業・水産業・林業・狩猟業

第2次産業…製造業・鉱業・建設業・ガス電気事業

第3次産業…商業・運輸通信業・金融業・公務、その他のサービス業

2. 市の文化状況（現状と課題）

◆市民の文化・芸術への関心について

自由時間の使い方について

「新聞・雑誌・テレビ・ラジオの視聴やインターネットの利用」 25%

➡ 一方で、「文化関係の趣味を活かした活動」をしている方は9%で、6位という結果でした。今後、より文化・芸術とふれあう機会を設けることが必要とされます。

◆市民の文化活動状況について

最近一年間で、自ら文化・芸術活動をしましたか
(例；楽器を演奏する、絵画を描く、ダンスを踊る、文化事業の企画や運営に関する活動など)

「活動している」 20%

「活動していない」 80%

Yes

文化・芸術活動をする目的は何ですか

「心を豊かにする（感性を養うなど）」 27%

「気分転換。生活にはりあいを持つ」 25%

「自己を表現する機会を得る」 16%

「交友関係を広げる」 13%

- この結果から「感性」など人間ならではの感覚を養うことの重要性を市民が認識していることが分かります。また、団塊世代の大量退職社会と言われる昨今において、多くの人が自由時間を持つようになり生活の中に「生きがい」を見出すことを求めていることが、把握できます。また、文化・芸術を通じて「人とのつながり」をつくる、という意義も挙げることができます。

「活動をしていない理由は何ですか？」、という質問に対しては、

「きっかけがなかった」 31%

「情報が少ないため関心のあるものを見つけられなかった」 16%

No

- これらの課題を踏まえて、本プランの中では、「市民が文化・芸術活動にアクセスしやすい環境づくり」を提言していくものとします。

課題1；文化・芸術活動をするきっかけがなく、身近に感じられない。

- 基本方針①つくる（文化・芸術を身近に感じ、生きがいのあるまち・西尾）

◆子どもや青少年の芸術活動について

子どもや青少年に今後、どのような文化・芸術に関わる機会があればよいと思いますか（複数回答可）

「行政がより多くの芸術・文化にふれる機会を提供する（例；文化会館やふれあいセンター等で）」 31%

「学校などで芸術・文化にふれる機会を増やす」 30%

- 行政や教育機関が率先して「子どもや青少年のための文化・芸術」の振興をしていくことが求められています。

課題 2；子どもや青少年が文化・芸術とふれあう機会を増やすことが求められている。

→ 基本方針②そだてる（文化・芸術による次世代の心の育成）

◆文化振興とネットワークづくりについて

西尾市の文化振興事業に対して、どのようなことを希望しますか

「まちなみ・都市景観の整備」 15%

「文化鑑賞事業の充実」 14%

「歴史文化や伝統文化の継承」 14%

「子どもの芸術教育の振興」 13%

◆文化振興とネットワークづくりについて

文化を活性化するには、どのようなネットワークが大切だと思いますか（複数回答可）

「市民文化団体どうしでの横のつながり」 37%

「文化事業を行う者と企業との協働」 30%

「市民と行政との協働の必要性を感じている」 26%

- 西尾文化協会などの文化団体をまとめる機関は存在しますが、会員以外とのつながりを求めていることがうかがえます。また、市民と行政とのより一層の協働が必要とされています。

今後、文化事業の企画・運営のできる“文化ボランティア”の育成が必要であると思いますか

「育成すべきである」 80%

→ 芸術家だけではなく、文化を支える人材の育成が求められていることが分かります。

文化振興のために、市民としてできることは何だと思いませんか（複数回答可）

「文化イベントなどに積極的に参加する」 36%

「文化団体の活動などに参加する」 20%

「文化イベントのボランティアとして参加する」 14%

→ 市民が主体的に活動する意思表示も感じられる結果となりました。

課題 3；文化・芸術を支える担い手の育成と各セクションの協働が求められている。

→ 基本方針③ささえる（文化・芸術を支える環境づくり）

◆歴史を活かしたまちづくりについて

西尾市の歴史に関心がありますか

「まあまあ関心がある」 43%

「関心がある」 29%

→ 西尾市の地域的特色として「歴史の継承」が挙げられます。

今後どのようなことに関わりたいと思いませんか（複数回答可）

「地域の祭り保存」 22%

「文化財保存（寺社仏閣を含む）」 18%

「歴史講座」 15%

→ 地域の祭り保存など地域に密着した文化振興や、現在西尾市岩瀬文庫などが提供している講座の重要性がますます求められています。

◆文化のまちづくりについて

伝統文化や文化財を継承していくのに、西尾市には何が足りないと思いますか
(複数回答可)

「伝統工芸や文化財修復の後継者を育成する、教育制度など」 28%
「文化財保護や歴史を伝えるための市民組織（歴史ボランティアの担い手等）」 28%
「伝統文化の継承や文化財保護のための資金」 23%

- 西尾市には、観光ボランティアや岩瀬文庫ボランティアなどが存在しますが、さらに歴史に重点をおいた市民活動が求められていることが分かります。
歴史を受け継ぐためにはそれを支える「人づくり」と、文化財の保護・伝承のための資金がもっとも必要となります。

西尾市はどのような文化のまちづくり>を行っていけばよいと思いますか
(複数回答可)

「<緑と文化の回廊づくり>を目指した、自然と文化が共生するまちづくり」 22%
「歴史を大切にしたまちづくり」 20%
「生涯学習を通じた生きがいづくり」 19%

- 自然や歴史といった西尾市がもつ特徴を活用して、文化を享受する環境づくりが必要とされています。

課題 4；地域の自然や歴史的資源を後世に継承していくべきである。

→ 基本方針④；つたえる（地域の文化的資源の再発見と、未来への継承）

私たちは、文化・芸術の力により、社会に新たな提案を仕掛けていくことができます。
これらをふまえて、文化・芸術には計り知れない力があり、一人でも多くの市民が文化・芸術に関わっていけるような環境づくりをするためにも、「文化振興プラン」を策定することが必要であると考えます。

1. 基本理念

西尾の地域的特性としては、文化を支える「市民」による目覚しい活躍が挙げられます。例えば、明治 16 年に、富裕豪商などの力により、県下ではいち早く私立の英語学校（伊文町）が開校され、明治 40 年には、豪商であり読書好きな文化人であった岩瀬弥助が、私立図書館「岩瀬文庫」を設立し、現在では世界に誇る蔵書の宝庫となっています。

先人の意思を受け継ぎ、私たちが「市民」が主体となって、生き生きと活躍できる文化・芸術の環境づくりを進めて行きます。そのために、文化・芸術活動のさらなる発展を目指した指針として、「西尾市文化振興プラン」の基本理念を次のように掲げます。

人と文化がともに育つまち 西尾

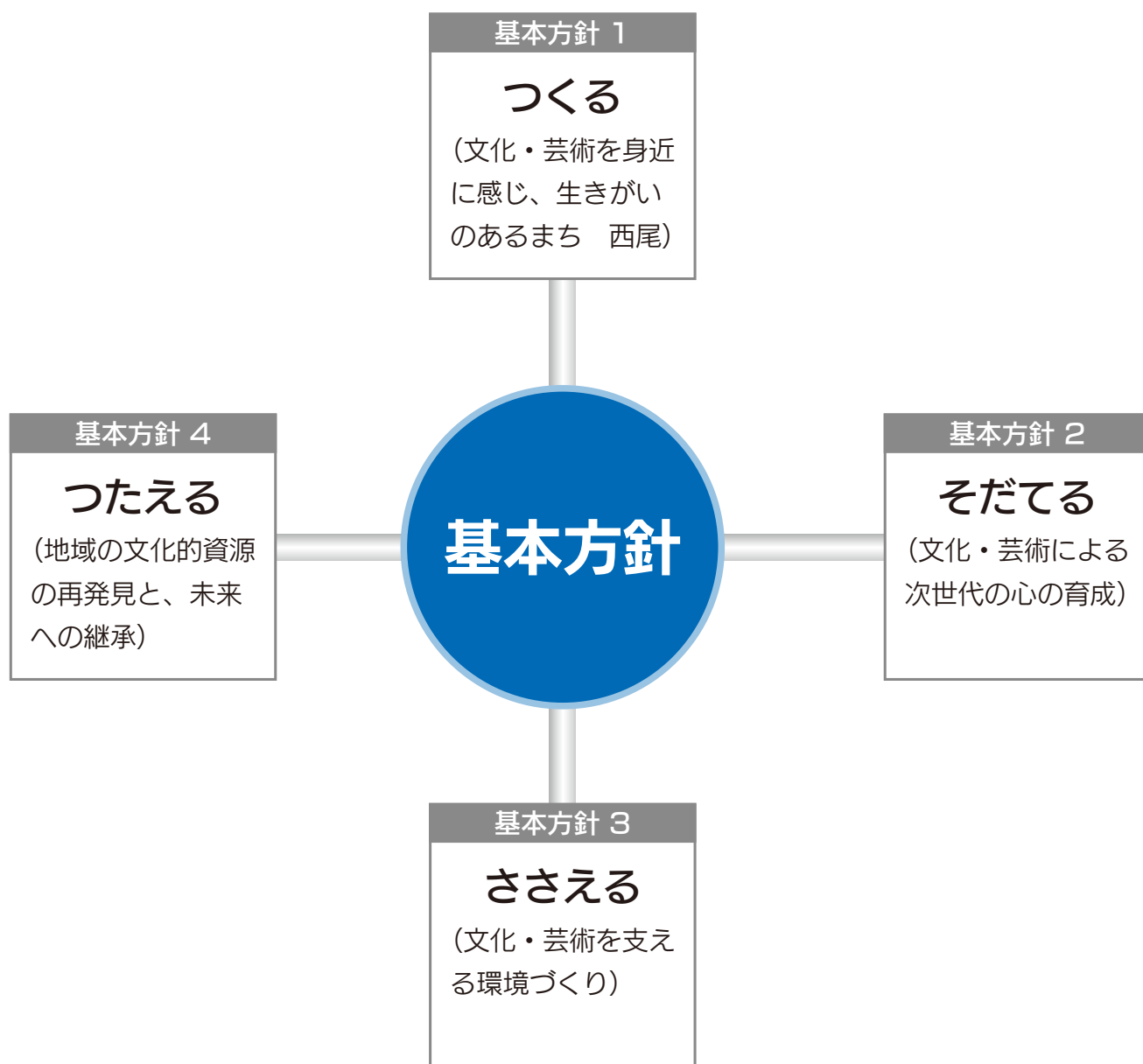
～歴史・自然・抹茶の香りの中で、あなたもわたしもアーティスト！～



平成 20 年 10 月 26 日「ゆめいろコンサート」
出演：愛知センチュリー管弦楽団・西尾小学校・平坂中学校

2. 基本方針

市の基本方針である「人と文化がともに育つまち 西尾」の実現を図るため、以下の4つを基本方針として掲げます。



なお、基本方針の中では、「短期」を3年、「中期」を6年、「長期」を10年として設定します。本プランは、おおむね10年後の平成30年度を目標にしています。

1. 基本方針①

つくる

文化・芸術を身近に感じ、生きがいのあるまち 西尾

西尾市内には、文化協会会員が約2,600人で、人口の2.3%を占めており、さらに会員以外でも多くの文化の担い手が存在しています。しかしながら、前述の市民アンケート結果が示すように、これまで文化・芸術に接する機会が少なかった人々にも、きっかけを提供していくことが求められます。

文化・芸術に携わることを通じて、人は「潜在的な能力」を開花させる可能性がひろがります。西尾市では、基本理念に掲げた「歴史・自然・抹茶の香りの中で、あなたもわたしもアーティスト」を目指し、市民自らが文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりを行っていきます。

(1) 市民自らによる文化・芸術活動の場づくり

①市民が活動できる場づくり

市内にある、ギャラリーやホールなど文化・芸術活動を行うことができる公共施設を活かし、市民自らが文化・芸術活動を気軽にできるような環境をつくります。また、地域の文化的資源ともいえる、寺社仏閣や民間文化施設とも連携し、文化・芸術による街の活性化を目指します。

＜具体策＞

市内の公共施設・民間文化施設・寺社仏閣などの空間を活かし、市民参加型の文化事業を行います。**協働** ※注①
(施設例；文化会館、勤労会館、ふれあいセンター、室場農政センター、三和農村環境改善センター、歴史公園、市役所多目的室など)

現 状	岩瀬文庫では市民ボランティアが本まつりなどで活躍しています。その他、文化協会における市民文化活動を支援しています。
短 期	本まつりへの市民参加を継続します。市内の公共施設や民間文化施設・寺社仏閣と連携して、市民による文化・芸術活動事業を新たに立ち上げます（年間1・2回）。
中 期	市民の創造活動を発表するステージやアートフリーマーケットの開催など、市民による文化・芸術活動が活性化されるような事業を定期的に行います（年間3・4回）
長 期	事業を根付かせ、市民によるアイデアあふれる創造活動の輪を拡大していきます（年間5・6回）

※注①；プランの担い手について「市（行政）」・「協働（市民と行政）」と区分して記入しています。

②活動のきっかけづくり

これまで文化・芸術活動を実施する機会のなかった市民に対して、「きっかけ」を提供します。例えば「参加形式による鑑賞機会の増加」、「ホール以外のロビー等における気楽なコンサートの実施」、「芸術家が自ら出向く芸術の出前（アウトリーチ）活動の実施」、「初心者向けの体験講座（ワークショップ）」など、文化・芸術に対する関心を高めます。

＜具体策＞

市民が文化・芸術をより身近に感じられるような市民参加型の体験講座や、芸術の出前活動を実施していきます。**協働**

現 状	不定期で、体験型文化事業を実施しています。
短 期	施設のロビーなどオープンな場所で、気楽に文化・芸術とふれあう機会を提供します。
中 期	芸術家に働きかけ、体験講座や出前講座を実施します。
長 期	市内の文化の担い手に働きかけ、様々な文化・芸術活動が体験できる事業（例；アート体験の日）を行い、活動に参加するきっかけを提供します。

③活動のしやすい環境づくり

文化・芸術により街を活性化させるためには、創造性のある活動が求められます。今後は、従来の市民文化活動への助成金制度の見直しを図り、より一層人の輪が広がり、地域が元気になるような文化事業に対して助成金を交付するシステムを導入します。

＜具体策＞

市民が幅広く参加できる文化活動に対して支援します。**市**※注②

現 状	申請をした4団体に、毎年定額を助成しています。
短 期	市民が幅広く参加できる文化事業を行う団体（個人）を支援するため、施設利用料に対する補助をします。
中 期	市民の文化・芸術活動を活性化するため、公募型助成金交付制度の導入を目指します。
長 期	市民による文化活動が次につながるよう、事業の評価や審査基準の見直しをします。

※注② 市（行政）が担い手となる、という意味です。

(2) 文化・芸術鑑賞の機会づくり

①質の高い文化・芸術にふれる機会づくり（鑑賞）

遠方の都市まで出向かずに、市内において、多分野で質の高い芸術に接する機会を提供します。文化企画の専門的知識を持った人材が、文化行政に関わることのできる環境をつくります。

＜具体策＞
市役所の担当課に文化企画の知識をもつ職員を配置するか、あるいは専門的な知識をもった市民との協働を進めながら、身近なところで質の高い文化・芸術にふれる機会を増やしていきます。協働

現 状	文化会館で年間2・3回程度、鑑賞の機会を提供しています。また、市民による実行委員会が開催する「西尾城址新能」を支援している他、市民レベルで行っています。
短 期	市民の希望を調査し、市民の求める質の高い鑑賞事業を提供します。
中 期	文化企画について専門的な知識をもった市民と連携しながら、全国・世界的レベルの芸術を身近に鑑賞できるような事業を展開していきます。
長 期	市役所の担当課に文化企画を学ぶ意欲のある、あるいは専門的知識をもつ職員を配置し、質の高い文化・芸術の提供を継続することで、鑑賞者のレベルの向上を図ります。さらに、地元出身の質の高い芸術家による鑑賞事業を市民に提供できる環境を整備していきます。

②幅広い分野の文化・芸術にふれる機会づくり（鑑賞）

近年、既存の枠にとらわれない、新たな文化・芸術の分野が生まれてきています。市民がこれまでふれる機会の少なかったと思われる分野や新しいジャンルの鑑賞の機会を提供していきます。さらに、分野という境界線を越えて、まったく新しいスタイルの文化・芸術を創りだす様な企画を市民に提供していきます。

＜具体策＞
市民が幅広い分野の文化・芸術にふれる機会を提供します。協働

現 状	民間において、ジャズや現代舞踊等、幅広い分野の文化事業を実施しています。
短 期	新たな分野の文化・芸術を担う芸術家を発掘し、気楽に楽しめる企画を行います。
中 期	枠にとらわれず、様々な文化・芸術の分野を融合した企画を行います。
長 期	西尾独自の創造性豊かな新しい文化・芸術を生み出し、世界へ発信していきます。

(3) 芸術家の育成

①地元出身の芸術家の活動の場づくり

地元出身の芸術家は、現状では活躍の場が少ないため、今後はより多くの機会を設け、全国に発信できる芸術家を育てます。

＜具体策＞

地元出身の芸術家が活躍できるような環境をつくります。**協働**

現 状	主に民間が行っています。行政は市民による企画に対して後援しています。
短 期	地元出身の芸術家リストを作成するための調査をし、ホームページ上で公開します。地元出身の芸術家が出演する文化事業を実施します。
中 期	住民と芸術家が出会い、文化活動が活性化されるように芸術家リストを冊子として配布します。地域の芸術家を地域で応援し育てる、「文化の地産地消」を目指します。
長 期	地元の芸術家による事業を定着させ、さらに全国に発信していきます。

②新進芸術家・外国人アーティストなどの活動の場づくり

新進芸術家・外国人アーティストなど様々な芸術家が市内で活躍できるよう、情報発信面などでサポートをします。

＜具体策＞

新進芸術家・外国人アーティストなどの芸術家が活動しやすいように支援します。**協働**

現 状	主に民間が行っています。
短 期	芸術家リストを作成するための調査を行います。新進芸術家・外国人アーティストなどが活動できるよう情報発信面で支援をします。
中 期	「芸術家リスト」を配布し、様々な芸術家が市内で活動できるよう、協働で文化事業を開催します。
長 期	芸術家が一定期間滞在し、創作活動を行うという「アーティスト・イン・レジデンス」事業など、芸術家が活動したいと思えるまち・西尾を目指します。また、新進芸術家を評価し育成する制度を構築します。

2. 基本方針②

そだてる

文化・芸術による次世代の心の育成

人間は、他者との対話の中で「生きる意味」を見つけ、成長していくものです。IT技術の発展に伴って、人間同士の関係が希薄になりがちな現代社会において、子どもたちが、人と直接的に接する機会を増やす必要があります。文化・芸術の前では、全ての人は平等になることが可能であり、子どもたちが社会との接点を持つためには、文化・芸術を通じた活動が有効であると考えられます。これらの活動により、コミュニケーション能力の高い、創造性ある「人づくり」が可能となります。

本プランでは、特に子どもたちを対象とし、文化・芸術に関する体験事業を提供していきます。

(1) 子どもや青少年の創造性の育成

①次世代の創造性の芽を育む（体験）

学歴偏重社会の到来により、子どもたちが心にゆとりをもって文化・芸術を体験する機会が減っています。文化・芸術は自分自身を表現し、創造性を高めるだけでなく、感動を共感し、他人とのコミュニケーション能力を養う力を有しており、子どもたちの心の成長のためには必須のものです。特に、頭や身体を使って「芸術体験」をさせ、子どもたちの創造力の育成を図ります。そして、西尾市出身の芸術家を育成できるよう「人づくり」に努めます。

＜具体策＞
若い世代が文化・芸術活動をする楽しさを体験できる場づくりを行います。協働

現 状	サタデープラン（学校が休みの土曜日に、小学生がスポーツや文化を体験できる事業）の文化芸能発表会を平成19年度から実施しています。
短 期	サタデープランのうち、文化・芸能関係の活動をボランティアで支援し、発表の機会を増やすなど、若い世代が音楽・舞台芸術・美術活動を自ら行う機会を増やします。
中 期	子どもたちを対象とした、演劇やダンスなどの芸術体験講座を設けます。
長 期	若い世代が発案し、主体となる文化事業を行い、将来の文化の担い手を育成します。

②次世代が文化・芸術にふれる機会を育む（鑑賞）

子ども時代から、文化・芸術の楽しさにふれる機会を多く提供します。そのためにも、まず手頃な価格や親の休日を考慮した日程など、家族で参加しやすい環境づくりをしていきます。子どもたちに文化・芸術体験を提供し、「住みたい街・西尾」として認識してもらうことを目的とします。

＜具体策＞

子どもの頃から文化・芸術に気軽にふれあうことのできる機会を増やします。協働

現 状	文化会館で年間約１・２回は子どもが鑑賞できる文化事業を実施しています。
短 期	ファミリーコンサート等の実施により、親子で気軽に鑑賞できる環境をつくれます。
中 期	芸術家による出前講座など、親子で気軽に参加できる事業を継続して行います。
長 期	アイデアあふれる文化事業を行うことで、若い世代が将来も住みたいと思う「文化的活気のある街・西尾」を目指します。

③学校や地域との連携を育む

子どもたちに文化・芸術にふれあう機会を提供するには、学校との連携が欠かせません。次世代を担う子どもたちが「生きた芸術体験」ができるよう、芸術家を学校へ派遣する事業などを展開します。

＜具体策＞

学校や地域との連携により、子どもたちが生きた文化・芸術を体験できる機会を増やします。

協働

現 状	文化庁や（財団法人）地域創造による学校への芸術体験プログラムの提供を実施しています。
短 期	学校や地元芸術家と連携し、教科・総合学習の時間等に芸術の出前講座を実施します。
中 期	市内の文化団体の文化事業を小中学生が体験できる機会をつくれます。
長 期	保育園や学校等で「アート体験の日」を設け、生きた芸術にふれあう機会を設けます。

(2) コミュニケーション能力の育成

①次世代の社会性を育む

社会との接点をうまく見出せない次世代に対して、文化・芸術を通じてコミュニケーションをする機会を提供していきます。

＜具体策＞
ひきこもりやニートと呼ばれる次世代を支援する文化事業プログラムを提供し、文化・芸術により、「生きる力」を育てます。**協働**

現 状	行政がスクールカウンセラーなどを設けています。
短 期	福祉関係者と連携し、心理学的意義のある文化事業を行います（例；ダンスワークショップなど）。
中 期	医療関係者や研究者への協力を呼びかけていきます。
長 期	芸術・文化が「心の栄養」となるよう、事業を継続して実施していきます。

②世代を超えた交流の場を育む

核家族化が進んだ現代社会においては、若い世代が世代を超えた交流をする機会が減少しています。文化・芸術活動は、様々な側面から人間がつながることのできる機会を提供するものです。地域の民話や昔ながらの遊びなどの文化を次世代に受け継ぐ事業や、青少年の文化を高齢者に紹介する活動を展開していきます。

＜具体策＞
高齢者と若い世代が接点を持てるよう、民話の継承などの文化事業を行います。**協働**

現 状	図書館で民話の語りや、昔の遊びの伝承などを実施しています。
短 期	図書館と連携し、子どもと高齢者が交流する民話継承事業などを実施します。
中 期	民話の伝承の継続とともに、伝統文化を若い世代に伝える機会をより多く設けます。
長 期	高齢者から伝承された文化を将来に受け継ぐ、記録・保存活動を行います。

③国際交流や地域の外国人住民との交流を育む

近年、産業の発達に伴い、外国人住民が増加してきました。このような現状から、外国人住民の方も文化事業に参画できる機会を提供することが求められます。文化情報を外国語で発信するなど、外国人住民の方が文化事業に参加しやすく、また全ての住民が交流をしやすい環境づくりを進めていきます。

＜具体策＞

地域の外国人住民の方が、文化事業に参加できる環境をつくれます。**協働**

現 状	国際交流協会が「国際交流フェスタ」などを実施しています。
短 期	文化情報を翻訳し、ホームページへ掲載します（情報課と連携）。外国文化を学ぶ講座並びに発表会を実施します。
中 期	外国人住民との協働により、新たに創造的な文化事業を立ち上げます。
長 期	事業の継続により相互理解を深め、多文化共生社会を目指します。

④病気や障がいをもった方と文化・芸術活動との架け橋を育む

すべての人間が持つ「創造力」とは、計り知れないものです。障がいのある方が、芸術を通じて社会との新たな関係を構築する機会を提供するという「エイブルアート」を振興していきます。

＜具体策＞

病院や福祉施設における文化活動への支援と、文化事業の情報を発信していきます。**協働**

現 状	市の文化事業では車いす席を設置しています。市民病院では、展示や演奏を実施し、社会福祉協議会では車いすダンスなどを支援しています。
短 期	ボランティア市民活動センターと連携し、文化活動団体の情報やボランティアの募集などをより多く発信していきます。
中 期	病気や障がいを持った方が文化事業へ参加する際に介助するボランティア制度をつくり、参加型の芸術体験の実施を行います。
長 期	病気や障がいのある方自らによる創造活動の発表の場を設けるとともに、創造活動で身を立てていけるような環境づくりへの支援を目指します。

3. 基本方針③

ささえる

文化・芸術を支える環境づくり

歴史的に見ても、西尾という地域は市民が文化を支えてきた、という経緯があります。文化は人なしには育ちません。したがって、本プランでは、文化事業の企画・運営に携わる人も、「文化の担い手」と位置づけ、担い手の育成に力を注いでいきます。特に、市民・行政・企業などの横のつながりを強め、文化・芸術を育てる環境があらゆる方面から整備されるようにつとめます。

また、せっかく育った文化も、「発信」なくしては、多くの人に届きません。新たなアイデアやネットワークを駆使した「情報発信」は、今後の課題であり、重点的に取り組んでいきます。

(1) 文化を支える人材の育成

①市民参画により文化事業をささえる

市民自らの手で文化を育てるために、文化事業を企画・運営する団体を育てます。この団体は、文化の担い手に対して、①担い手をつなぎ、街を活性化するような文化事業の企画・運営 ②制度面での支援（文化団体運営へのアドバイス、助成金情報など）③情報面でのサポート（広報活動）④課題の共有とよりよい環境づくり（課題を解決し、政策に反映）などの支援をする「中間支援」の機能を果たします。

・＜具体策＞・
市民による、市民のための「中間支援団体」を育成し、地域の文化をコーディネートしていきます。**協働**
(例；自主文化事業の企画や、芸術家・文化団体を広報活動や協働などで支援する団体)

現 状	各団体が個々に活動する傾向にあります。
短 期	文化振興プランを具体化するための「地域文化育成講座」を運営する市民グループを立ち上げ、地域文化をコーディネートする人材を育成します。
中 期	市民によるグループをNPO法人化し、市民文化活動を、企画・広報・ネットワークづくりなど多方面でサポートします。
長 期	地域の文化活動をコーディネートし、文化会館での文化事業の促進や、西尾の特性を活かした事業を展開するなど、地域を活性化するグループにまで発展させます。

②文化コーディネーターの育成により文化・芸術をささえる

市民の手で文化を育てるためには、文化事業の企画・運営に関する様々な知識が必要となってきます。したがって、専門家を招いての「人材育成講座」などを実施し、文化の担い手として活躍できる人材を育てていきます。

＜具体策＞

文化事業の企画・運営のできる人材を育成します。**協働**

現 状	行政主体の事業ばかりではなく、市民による自主的な文化事業を行うため、団塊世代がこれまで培った能力を活かす等、事業を企画・運営する人材が求められています。
短 期	大学と連携して「文化コーディネーター育成講座」を行い、人材を育成します。
中 期	講座で育成された文化コーディネーターと連携して、市の文化事業を実施します。
長 期	育ったコーディネーターによる主体的な活動により、地域を活性化します。



西尾祭り「踊ろっ茶」

(2) 情報発信の充実

①文化情報の発信でささえる

市民が文化・芸術にふれあう機会を得るには、まず情報を得やすい環境をつくらなければなりません。ホームページで簡単に催し物を知ることができるだけでなく、高齢者など情報弱者のためにも、「広報にしお」のほかに、紙媒体として読みやすい「文化情報誌」を刊行していくことが求められます。

＜具体策＞
メディアを活用し、催し物情報の積極的な発信をしていきます。協働

現 状	文化振興課のホームページや西尾市の広報で文化事業を紹介しています。
短 期	市のホームページにイベントカレンダーを設置し、市の広報に「文化事業開催情報」を掲載します。
中 期	市民による編集チームを結成し、「文化情報誌」を紙媒体で発行していきます。
長 期	市内のあらゆる情報を集約した「文化情報センター」的な機能を、既存の文化施設内に備えます。

②施設情報の発信でささえる

「文化活動をしたいけれど、場がない」という市民のために、文化事業が可能な会場リストを作成し、公開をします。公共施設の情報のみならず、将来的には民間の情報（企業の文化施設や寺社仏閣）も把握したリストを作成し、市民の方が手軽に文化活動を行うことのできる環境をつくります。

＜具体策＞
文化事業の可能な会場リストを作成・公開し、市民が活動しやすい環境をつくります。協働

現 状	公共文化施設は、管轄課が違うことが多いので情報が入手しにくく、また民間施設の情報も少ないことが課題となっています。
短 期	文化事業が可能な会場リスト作成に向けた調査を行い、ホームページで公開します。
中 期	ピアノの有無など文化施設の情報を掲載した冊子を作成し、配布します。
長 期	例えば寺社仏閣に呼びかけるなど、文化事業が可能な会場数を増やします。

(3) 協働による文化・芸術活動の仕組みづくり

①市民・芸術家・文化団体・NPO・企業・行政との協働でささえる

文化事業の開催に向けて、市民・行政・企業など様々なセクターが協働します。特に行政は市民の活動を制度・資金的な側面でサポートし、民間企業に対しては人材・資金・物資などの協力を働きかけ、「協働による地域活性化」を図ります。

＜具体策＞

文化事業に対して、人材・物資・資金面で市民と行政が協働していきます。**協働**

現 状	「西尾市文化事業実行委員会」を設けて、年度の文化事業を決め、事業の開催日には委員会関係者によるボランティアが活動しています。
短 期	市民との協働による文化事業を増やします。また、西尾市における文化事業の活性化を市民と共に考える「文化シンポジウム」等を、年に一度実施します。
中 期	資金・人材・物資の面で文化事業に協力してくれる企業や個人を開拓し、各セクターとのさらなる協働を目指します。
長 期	「文化シンポジウム」を継続して実施します。また、企業や個人が文化事業に対して資金提供をしやすいよう、「市民メセナ基金」※注などを設けます。

※注 メセナとは、フランス語を原語とし、社会貢献の一環として行う芸術支援を意味する。

(4) 文化施設の充実

①市内の公共文化施設のサービス向上により文化・芸術をささえる

文化事業に利用できる市内公共施設は、管轄課が複数にわたっているため、市民にとっては利用しにくい面もでてきています。市民がより利用しやすい公共文化施設を目指して、様々な課題を改善していきます。また、指定管理者制度を導入している文化施設もあるため、自主事業を充実するなど、市民が親しみをもって利用できる施設を目指します。

＜具体策＞

指定管理者の自主事業を充実し、公共文化施設の活性化を図ります。**協働**

現 状	インターネットでの施設の空室状況の確認は可能になりましたが、各公共施設の担当窓口が違うため、情報もまばらで、利用しにくいという問題が指摘されています。また、指定管理者の自助努力による公共文化施設の活性化が課題となっています。
短 期	指定管理者の自主事業を増やし、公共文化施設の活性化を図ります。市民が文化事業を行う際、施設利用料の面でも事業を行いやすいように検討します。
中 期	指定管理者の自主事業をさらに充実していきます。
長 期	市民の意見を聞き、改修も視野に入れ、利用しやすい公共文化施設を目指します。行政や市民との協働を図りながら、指定管理者の自主事業を充実し、施設のサービスを向上していきます。

②近隣市町村とのネットワークで文化・芸術をささえる

車社会の今日においては、近隣市町村に手軽に移動できる方が多くなっています。市民がより多様な文化・芸術に接する機会を提供するためにも、近隣市町村における文化事業の情報を得やすくしていきます。自治体が相互に協力して、文化により街を活性化していく努力が必要となってきます。

＜具体策＞
 近隣市町村の文化情報が手軽に得られる仕組みづくりや、相互協力による文化の活性化を図ります。市

現 状	西三河文化行政研究会において、職員同士が情報交換を行っています。
短 期	市のホームページ上に、近隣市町村の催し物情報のリンクをはり、情報を得やすい環境を目指します。
中 期	地元の芸術家情報を共有するなど、文化事業のネットワーク化を図ります。
長 期	近隣市町村と協働による文化事業を開催し、文化による地域の活性化を図ります。

4. 基本方針④

つたえる

地域の文化的資源の再発見と、未来への継承

文化・芸術は、人間の歴史の中で育まれてきました。地域に伝わる伝統芸能や史跡、さらにかつて活躍した文化人も貴重な地域の文化的資源といえます。これらを風化させないためにも、その価値を知り、後世に伝える「歴史の担い手」を育てることが大切です。

また西尾市の特徴として抹茶などの産業が挙げられます。本プランでは「生活文化」も対象とし、文化・芸術と生活文化や地場産業との接点を見出し、双方の可能性が最大限に活かされるような文化事業を、他課と連携して実施していきます。特に「抹茶の里・西尾」の魅力を後世に継承していきます。

(1) 文化財、伝統文化や歴史の継承

①伝統文化・地域の祭りをつたえる

西尾市には、平安時代から伝わるてんてこ祭、城下町・西尾を彩る祇園祭（大名行列）、天王町の神楽獅子、江戸時代に全盛期を迎えた三河万歳、西浅井町の雅楽など、様々な祭りや伝統芸能が存在します。これらの貴重な文化的遺産を未来に受け継いでゆくためには、まず、市民がこれらの伝統にふれる機会を設け、体験することが大切です。一人でも多くの市民になじみのあるものとするために、市民と協働で広めていきます。

＜具体策＞

伝統芸能や伝統的な祭りの発表の機会をふやし、未来へ継承していきます。協働

現 状	伝統芸能・祭りに対して補助金を交付していますが、後継者不足が課題となっています。
短 期	伝統芸能・祭りを「講座」として一般市民が学べ、継承する制度をつくります。また、学校への積極的な協力を呼びかけていきます。
中 期	より多くの発表の機会を設けます。特に発表の機会の少ない難解なプログラム（例；天王町神楽獅子舞など）を一般市民に発信し、継承していきます。
長 期	市内の祭りのネットワーク化を図り、伝統芸能・地域の祭りの魅力を全国・世界へ発信します。

②歴史的資源の価値を伝える

西尾市内の岩瀬文庫や寺社仏閣には、国レベルで重要な文化財をはじめ、県レベルや市レベルでも保護していくべき文化財がたくさんあります。これらの文化財を市民がより身近に感じ、人類の財産であることを認識するような事業を、市民と協働で行っていきます。

＜具体策＞

文化財、歴史的遺跡や寺社仏閣を活かした文化事業を行い、情報を発信することで、市民に価値をつたえます。**協働**

現 状	文化財保護委員会を設けて文化財について検討しています。資料館における企画・展示や、「西尾城址薪能」の支援を行っています。また岩瀬文庫では、子ども向けパンフレットを作成しています。
短 期	文化財が市民にとって身近なものとなるよう、文化財・歴史的遺跡・寺社仏閣を活用した文化事業の実施を行います（年間1・2回）。
中 期	歴史的遺跡や寺社仏閣をつなぐ、ネットワーク型の文化事業を開催します。
長 期	歴史的資源を活かした文化事業を継続し、「城下町・西尾」を全国へ発信します。

③「本のまち・西尾」を全国につたえる

明治時代に豪商・岩瀬弥助によって建てられた岩瀬文庫は、戦後の存続の危機を市民の訴えにより乗り越え、現在は市民ボランティアによって支えられています。幅広い分野にわたる8万点の蔵書を後世に伝え、活用していくためにも、さらなる市民パワーが求められます。隣接する図書館とも連携し、本を愛する市民を増やし、「本のまち・西尾」として発信していきます。

＜具体策＞

岩瀬文庫や図書館を核とし、「本」をキーワードとしたまちづくりを市民参画で行っていきます。

協働

現 状	年間を通じた展示や展示解説、古文書講座などの岩瀬文庫の学芸員による事業を実施しています。岩瀬文庫ボランティアが積極的に岩瀬文庫を盛り上げています（本まつりなど）。図書館においては、参加型の事業を実施しています。
短 期	本まつりなどにおいて、岩瀬文庫に一般市民が参画しやすい環境をつくります。
中 期	「岩瀬弥助物語」の劇を西尾市内の全ての小中学校に広めます。また、岩瀬文庫・図書館を利用した市民参画型事業をさらに発展させます。
長 期	岩瀬弥助記念書物文化賞の継承や朗読フェスティバルの実施等、「本のまち」を全国へ発信します。

(2) 生活に根付いた文化の継承と活性化

①「抹茶のまち・西尾」をつたえる

抹茶の生産量を誇る西尾市には、茶室も多く、茶道に関連して、華・陶芸・文芸・和菓子など様々な文化が発達しています。抹茶をめぐる文化を、市民にとって身近なものとしていきます。

＜具体策＞
抹茶とアートを結ぶ事業を立ち上げて未来へつなぐとともに、「生活文化」のより一層の活性化を図ります。協働

現 状	商工課や観光協会などが中心となって抹茶の里・西尾を広めています。
短 期	抹茶を素材としたアート事業の実施や、市内の茶室を市民が身近に感じられるような文化事業を実施します。
中 期	抹茶を核とし、関連する華道・陶芸などの「生活文化」を広める事業を開催します。
長 期	西尾独自の「抹茶とアート」事業を定着させ、世界に発信します。



尚古荘



旧近衛邸

(3) 景観を活かした文化の継承

①自然環境・天然記念物などの文化を未来へつたえる

西尾市には、豊かな実りをもたらす矢作川が流れ、里山などの美しい自然環境も残っています。これらの自然を生かした文化事業を行うと共に、天然記念物や市の花であるバラの価値を市民が身近に感じ、共に継承できるような事業を、文化という切り口から行っていきます。

＜具体策＞
自然環境を活かし、天然記念物・樹木・市の花「バラ」などの価値を伝える文化事業を行います。**協働**

現 状	環境課などを中心に実施しています。
短 期	市内の魅力的な里山などの自然環境・天然記念物・市の花「バラ」などの価値を再発見するために、ワークショップなどを行います。
中 期	自然環境・天然記念物を身近に感じられるような文化事業を実施します。
長 期	残すべき景観を明確にし、自然と文化が共生するまち・西尾を未来へ継承します。

②歴史・自然などの景観文化を守りつたえる

西尾市は、自然豊かであると共に城下町としてのなごりも残っています。これらの歴史や自然を活かした景観を大切にするまちづくりを支援していきます。

＜具体策＞
歴史や自然景観を大切にしたまちづくりを支援します。**協働**

現 状	環境課・都市計画課・商工課などを中心に実施しています。
短 期	残すべき自然景観や城下町の景観などを市民とともに調査・検討します。
中 期	歴史的環境・田園環境・市街地の緑化など、景観文化を大切にするまちづくりや文化事業を実施します。
長 期	歴史的風致維持向上計画を策定し、景観文化を未来に守り伝えます。

資料編

1. 市民意識調査結果

文化協会アンケート調査集計結果

民間文化施設アンケート調査集計結果

「ユースビート」ワークショップ

2. プラン策定までの過程

策定委員会設置要領

策定委員会（名簿）

作業部会（名簿）

市民ワーキングチーム（名簿）

工程表

市民ワーキングチーム活動報告

3. 文化状況

公共文化施設一覧

歴史（概観）

文化財

祭り

民話

4. 文化シンポジウム報告

5. 文化芸術振興基本法

「西尾市文化振興プラン」を具体化するための事業計画表

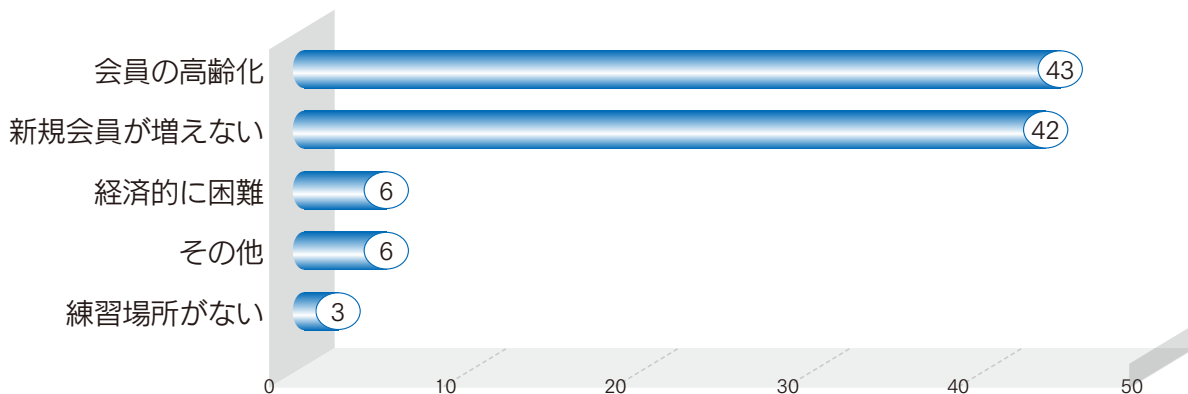
1. 市民意識調査結果（文化協会・民間文化施設・ユースビート）

西尾文化協会 アンケート調査集計結果

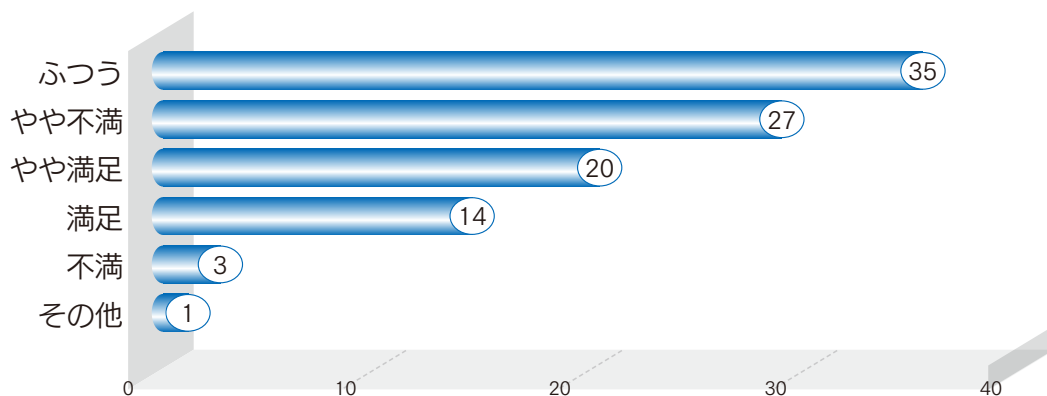
調査期間；2008年6月13日～27日／調査方法；郵送法

調査対象；文化協会役員＋評議員 234名／回収率；46% （値は全て%）

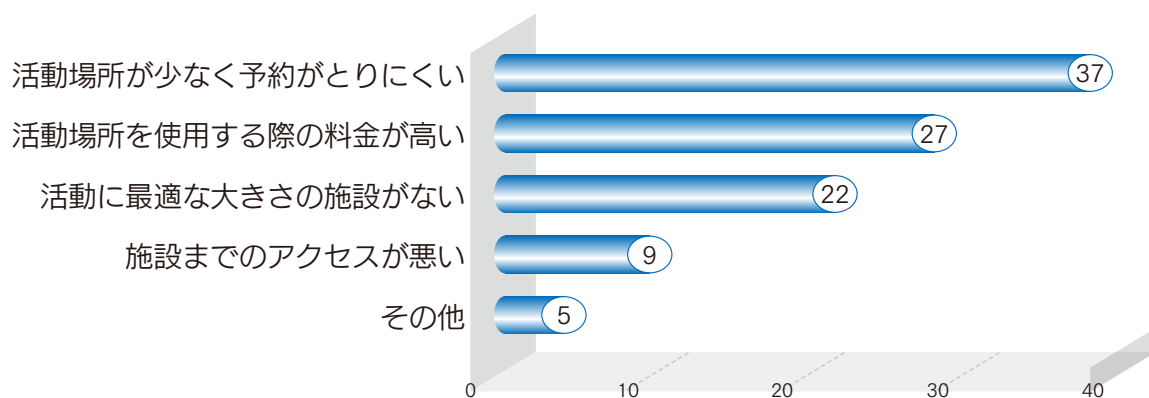
① 貴団体の内部における課題は何ですか。あてはまる番号に○をご記入下さい。（複数回答可）



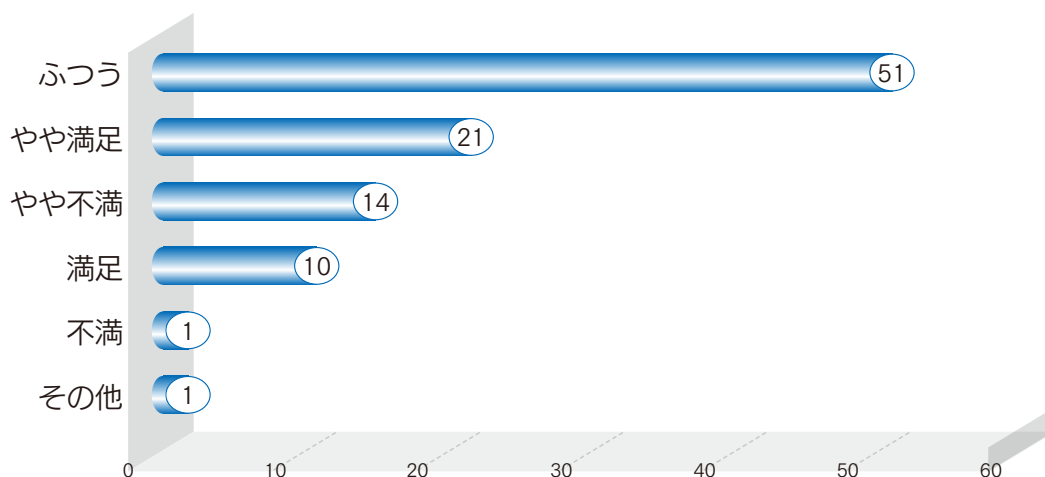
②-1 文化・芸術活動を行う場所について、どのようにお考えですか。あてはまる番号に○をご記入下さい。



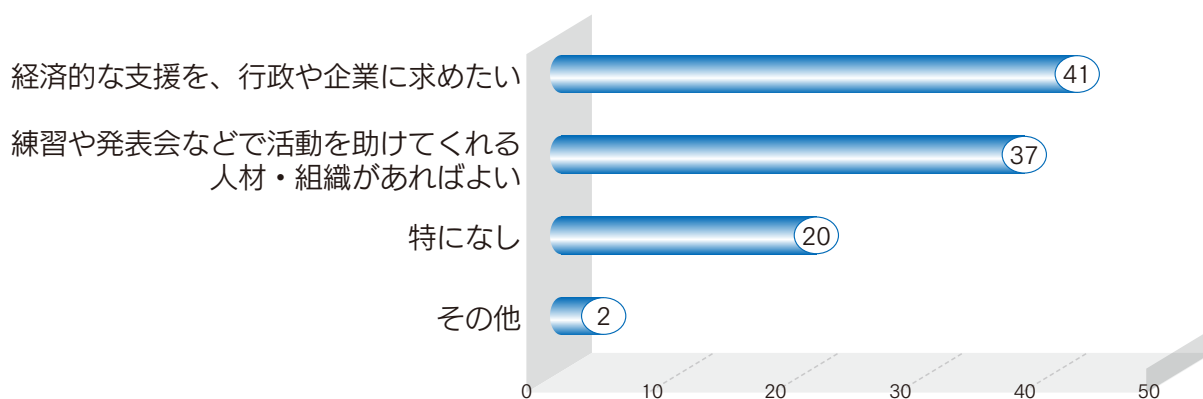
②-2 「文化・芸術活動を行う場所」についての質問で、「やや不満」「不満」と答えた方にお尋ねします。
その理由として、あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



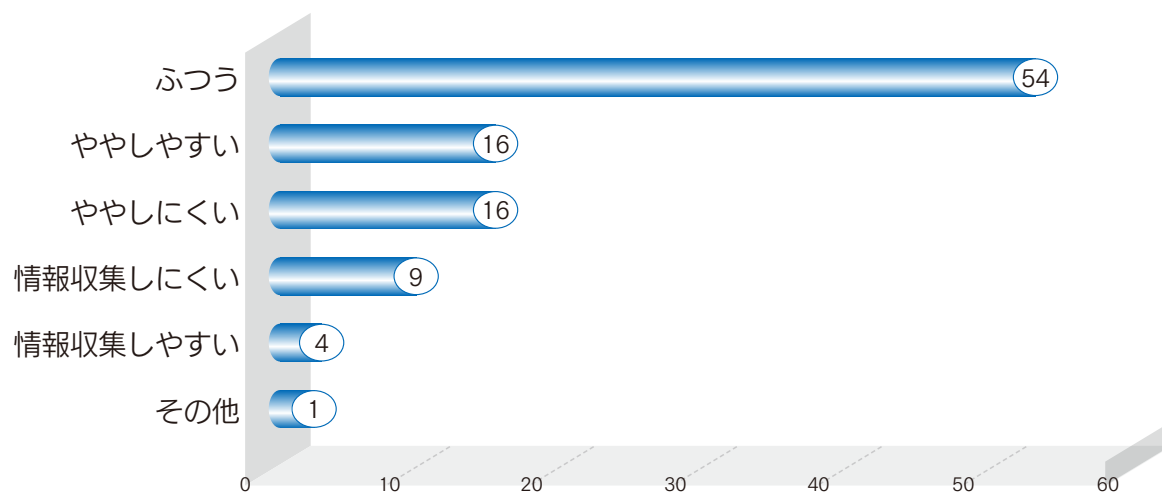
- ③ 日ごろの活動を発表する機会について、どのようにお考えですか。
あてはまる番号に○をご記入下さい。



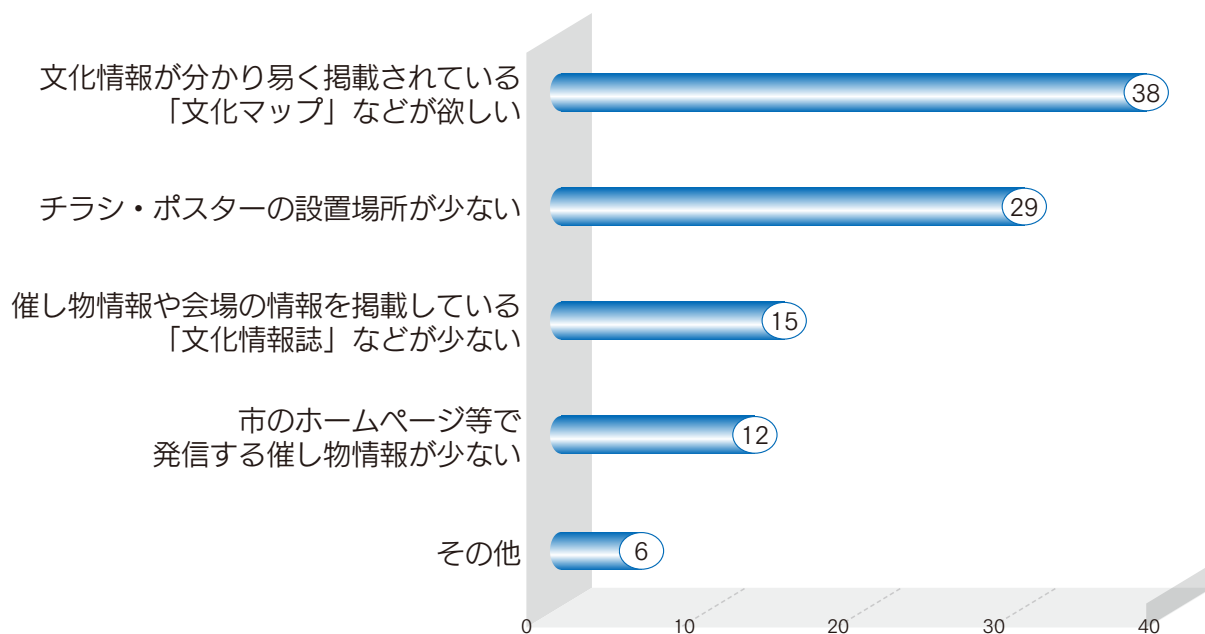
- ④ 文化・芸術活動を支える人や経済的側面について、あてはまる番号に○をご記入下さい。（複数回答可）



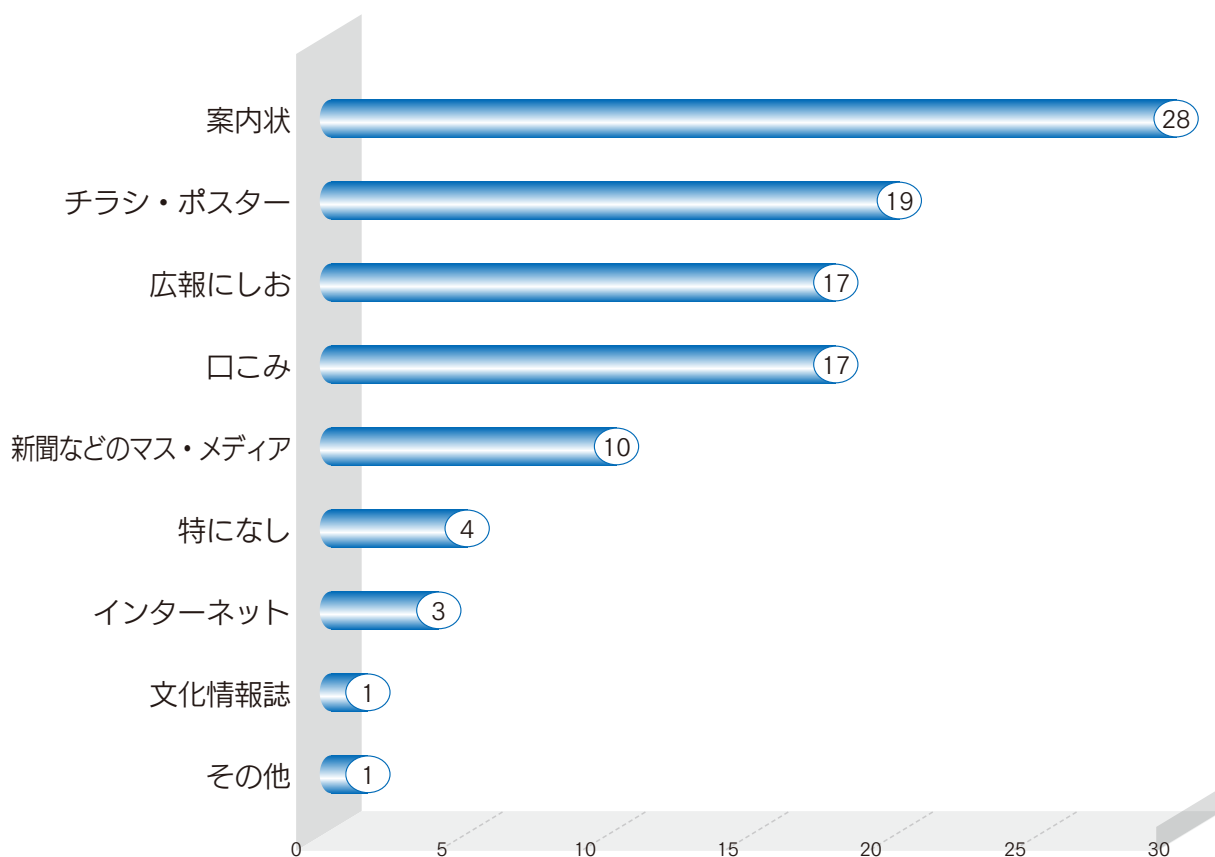
- ⑤－１ 文化・芸術に関する催し物情報の「収集」について、あてはまる番号に○をご記入下さい。



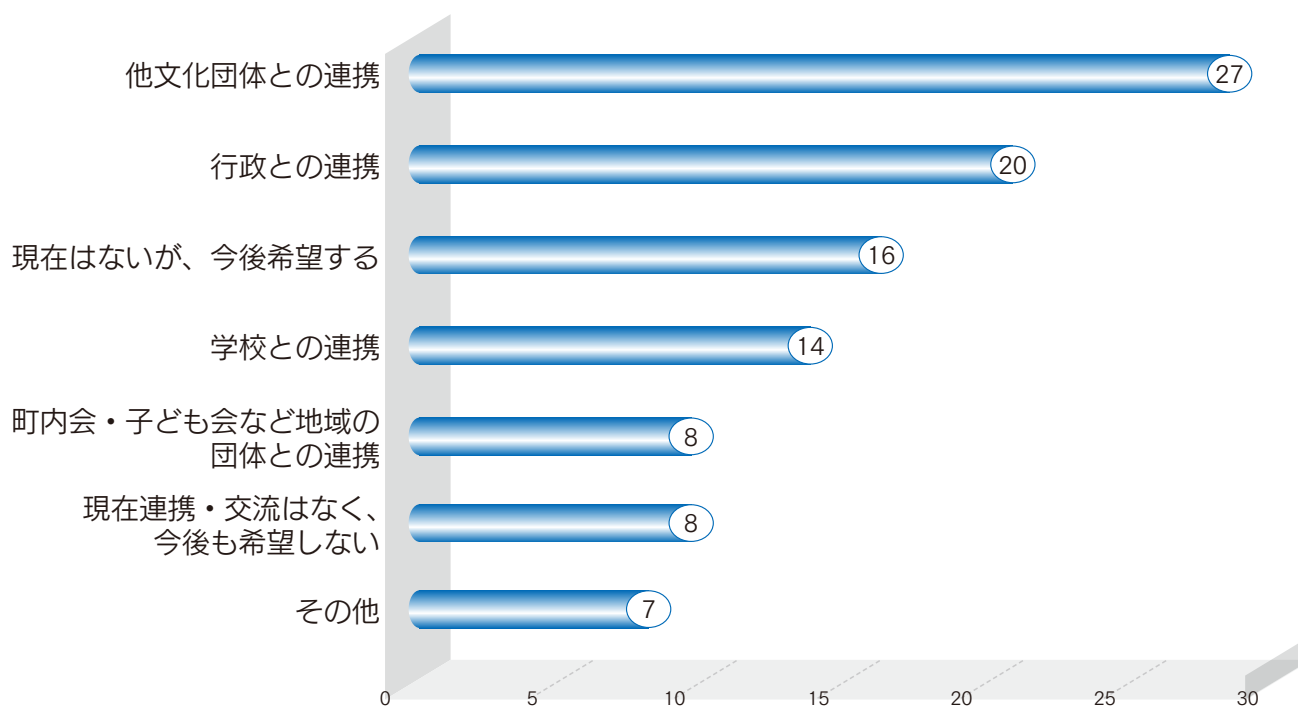
- ⑤-2 上記の質問で、「情報収集をややしにくい」「情報収集しにくい」とお答えになった方に質問です。
どの点について、そのようにお感じになるか、あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



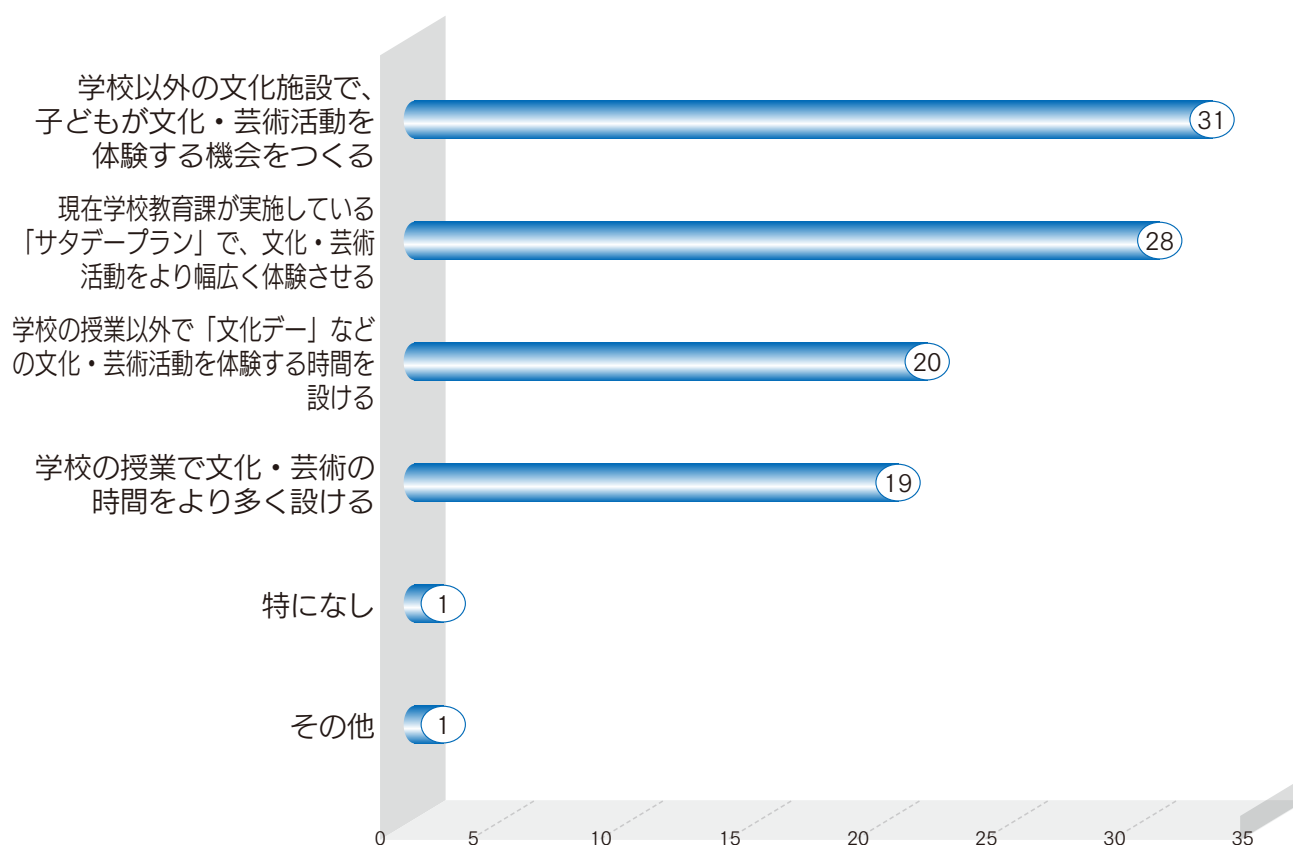
- ⑥ 貴団体は、文化・芸術活動に関する情報をどのように「発信」していますか。
あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



- ⑦ 貴団体は、教育機関や他文化団体・行政、あるいは地域の団体との連携・交流を行っていますか。あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



- ⑧ 「文化・芸術を子どもたちに伝え、文化の担い手を育てる」という意味で、今後必要だと思うことは何ですか。あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



西尾市内の民間文化施設アンケート調査集計結果

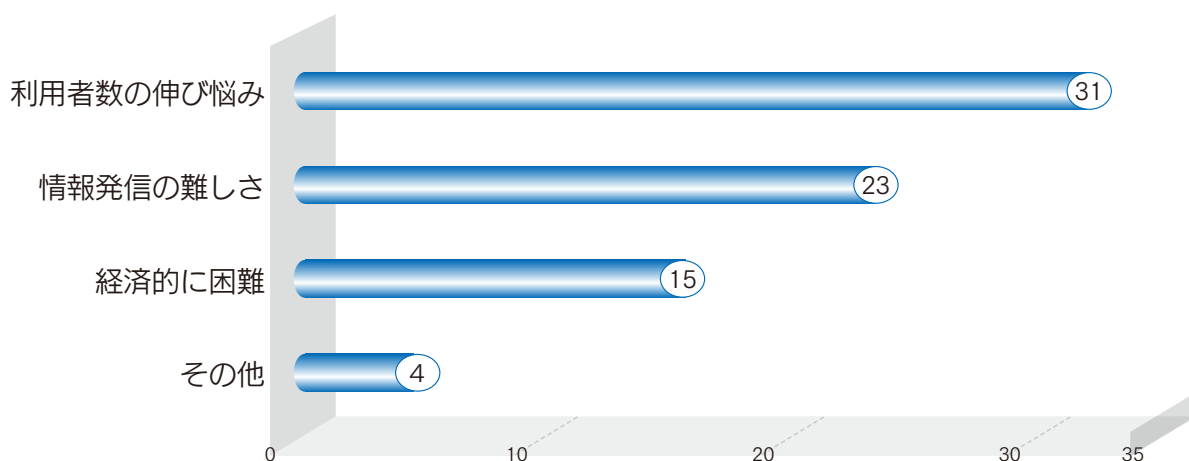
調査期間；2008年6月5日～18日 / 調査方法；郵送法／回収率；59%

調査対象；西尾市内の民間文化施設（17）

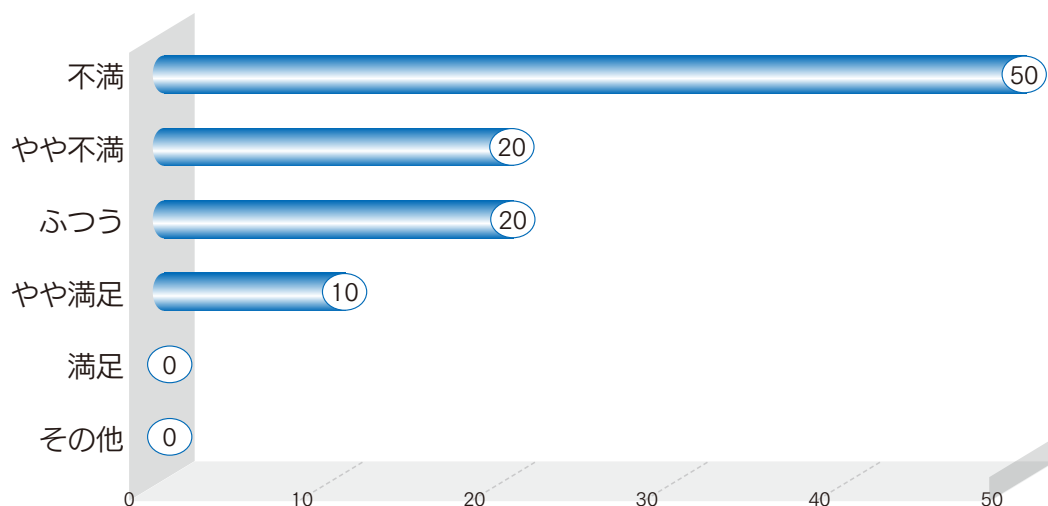
＜ギャラリー＞ お菓子の店オカヤス、ギャラリーサンドリオン、松鶴園、ガラス美術館三河工芸、パッケージプラザ佐野（ギャラリー・ウィル）、3Dream's / 住吉屋、六万石ギャラリー、ギャラリー路庵、清月園、コーヒーショップ・ビーンズ、茶香房ゆうぜん、パティスリーツタヤ、サンフラワー、斎藤吾朗アトリエ

＜ホー ル＞ あいや（グリーンホール）、音楽喫茶サムシング、MJホール

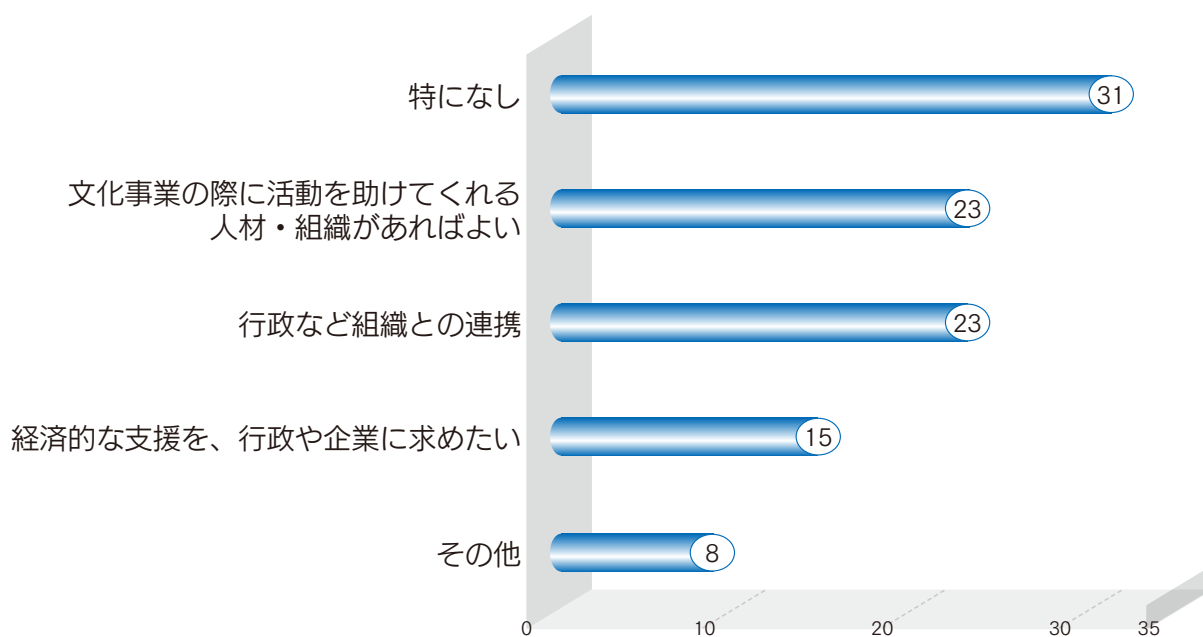
① 貴施設の内部における課題は何ですか。あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



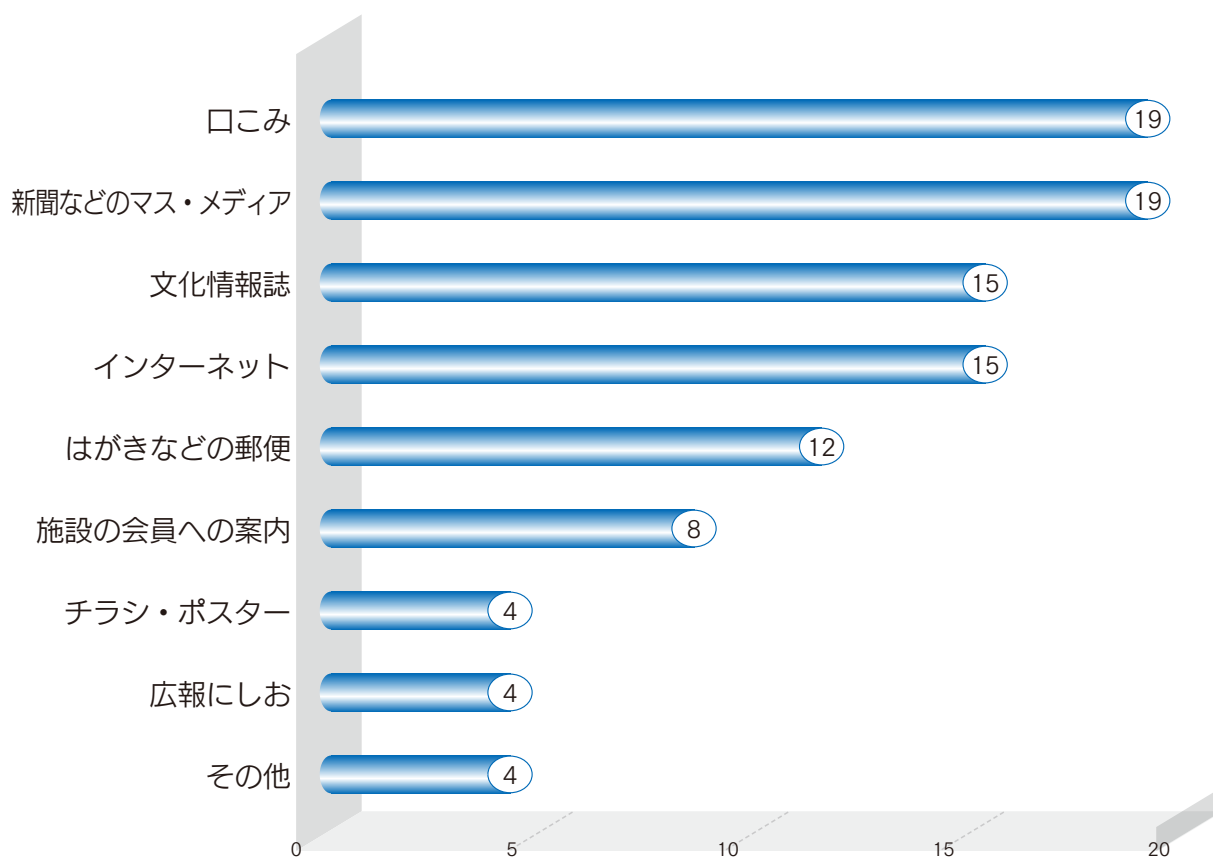
② 西尾市内の文化・芸術活動を行う施設について、どのようにお考えですか。あてはまる番号に○をご記入下さい。



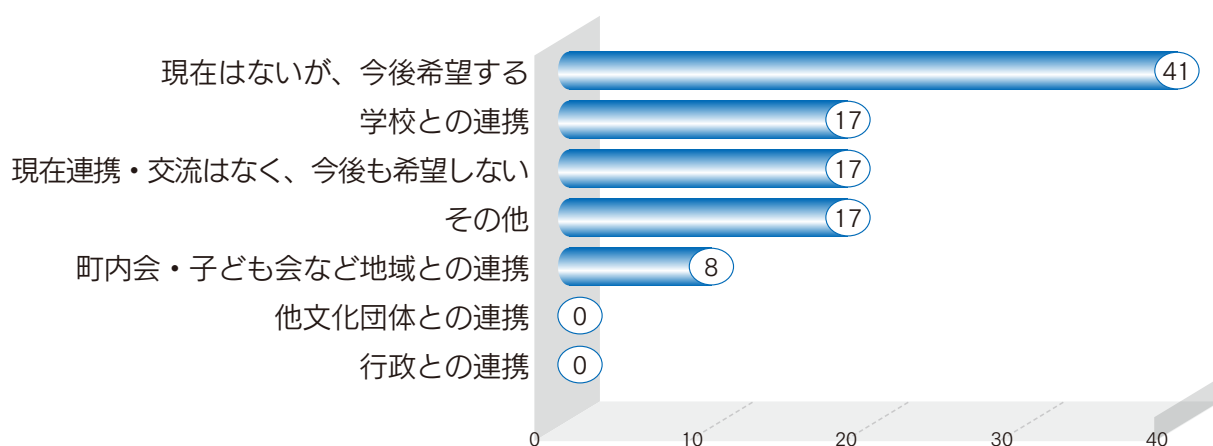
- ③ 貴施設を有効利用するためには、何が必要だと思いますか。
あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



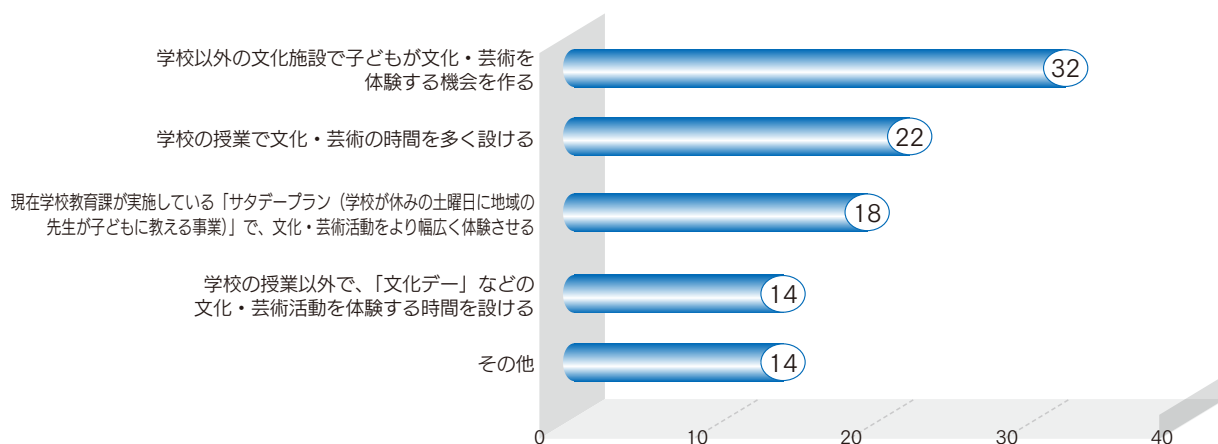
- ④ 貴施設は、文化・芸術活動に関する情報をどのように「発信」していますか。
あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



- ⑤ 貴施設は、教育機関や他文化施設、あるいは地域の団体や行政との連携・交流を行っていますか。あてはまる番号に○をご記入下さい（複数回答可）。



- ⑥ 「文化・芸術を子どもたちに伝え、文化の担い手を育てる」という意味で、今後必要だと思うことは何ですか。あてはまる番号に○をご記入ください（複数回答可）。



- ⑦ 貴施設、あるいは一人の市民として、西尾の文化・芸術振興にどのように関わりたいですか（自由記入）。

・ ①美術、工芸品の展示会場の新設運動 ② 500 名程度のコンサートホール新設運動。
・ 小さいながらも絵や写真を飾れる場を提供。
・ 現状は一日 15 - 17 時間勤務のため参加不可能だが、将来的には、文化（芸術）を愛する人を発掘し、若きアーティストが生涯情熱を持ち続ける環境を作りたい。経済的に継続は困難と思われるが。
・ 平原に住み、自然を守り古いものを大切に人々のいやしの場をつくることを心がけること。
・ 市外から観光客を案内できるよう西尾の文化芸術、施設の勉強をしてガイドとして活躍したい。
・ 地域の団体や行政との連携・交流。
・ 日本各地、世界中から色々な人が来てくれているが、せっかく来てくれても西尾の他の施設に案内する時間と方法がないため残念。
・ ゲーム、携帯、インターネットなど、子どもたちを取り巻く環境はおおよそ大人が商業目的に作った「与えられた娯楽」である。その中で育った若者の多くは創造力を失い、消費意欲だけが旺盛な生活力の乏しい人間であるような気がする。私はガラスアートを通して創造力豊かで人間味あふれる大人になってほしいと思う。そのためには美しいものに触れ、地道な仕事にこつこつと取り組める姿勢を養う必要があると考える。

⑧ 後世に残したい、西尾の文化的資源とは何だと思いますか。

有形、無形は問わず、新しいものでも構いません。文化財、民俗芸能、祭、文化施設、自然・景観など、ご自由にお答えください（自由記入）。

・ 自然景観の保全
・ 文化財なども大切だが、文化人を育成する事も必要
・ 稲荷山茶園、各種の祭り
・ 東部地区の自然、矢作川、八ッ面山、寺津や平坂の海
・ 岩瀬文庫、大名行列、天王町のしし舞、てんてこ祭り、お万燈祭り、かぎ万燈、平原の滝、生き物ふれあいの里、矢作古川緑地公園
・ 三河万歳、実相寺のおしゃかさん、西尾特産抹茶・稲荷山公園・八十八夜、岩瀬文庫
・ 西尾は他市と比べようがないほど、貴重な文化財、芸能、祭りがあるので、市民はそれほど重要だと思っていないようだ。行政や商工会議所の公的な人々の地域への勉強不足が感じられる。
・ 西尾の好きな点はあまり都市化していないところ。豊かな自然に田園風景、繁華街とか程よくバランスしている。これ以上農地、山を宅地化するのは賛成できない。住宅地の中にもある程度田畑を残すことにより、自然の見える風景が残され、精神的なゆとりが生まれ、水害対策にもなる。

⑨ 西尾らしさ（西尾の文化的特徴）とは、何だと考えますか（自由記入）。

・ ①西尾城の再建 ②城下町としての品格の維持（文化・芸能の振興）
・ 考えたがなし。市民に西尾市の特徴をもっとアピールして欲しい。
・ 無理に「らしさ」をつくる必要はない。これまでの取り組みを見ると無理しているよう。「小京都」や平原ホテル保存会、西尾城再建（復元）など。文化とは、人々の自然の普通の暮らしの中から生まれてくるもので「つくる」ものではないと思う。
・ ①抹茶の町 ②城下町 ③山あり谷あり自然が豊かで住みやすい ④「食文化」は何か？（てん茶飯くらいしか分からない）
・ 西尾市は吉良町に比べて、文化・景観がいまひとつ人を呼ぶ文化施設がない。多くの皆さまに愛されるものは西尾祭り。
・ 北の文化、南の文化が交わって、日本の文化のあらゆるものが存在している歴史遺産の町。
・ 田舎っぽいところ。文化・芸術に対する関心は薄いように思う。外食店が多いが、文化・芸術的な店、施設は少ない。人々にも派手さはなく、堅実。あまり金払いは良くなく、「三河払い」ということばがある。見積もりで値切り、支払い時になってさらに値切るという渋さが他の地方の人からは嫌がられる。

⑩ 西尾はどうすれば、文化・芸術によって元気な街になるのでしょうか。

平成 20 年度に策定を予定している、「西尾市文化振興プラン」の中に盛り込みたい内容がございましたら、ご記入下さい（自由記入）。

・①継続的な（西尾文化発展）の開催 ②地元芸能の育成と助成 ③小・中学校での学校茶会の開催 ④西尾の積極的なPR活動の展開
・老若男女、プロ・アマを問わずに絵画展を実施希望。例；特産品や祭礼、バラ、茶園（抹茶）をモチーフとした展覧会。
・目に見えるものにとらわれないこと。目に見えないもの（教育とかボランティア活動など）を大切にしたい。市は箱物造りや大茶会など目に見えるモノやコトばかりに力を入れている。
・「西尾劇場」は、市のものではないが、全国からの見学者も多数いる模様。補助金を出してでも駅前のこの建物をおこよく保存する考えはないか。
・前に行政に提案した美術大学の設置。パリ・ルーヴル美術館との交流。ボストン・ハーバード大学との交流・岩瀬文庫の資料を複製し、経済発信活動、JR 東海との西尾活性化。矢作川文化圏のリーダー的位置。元京都、元江戸としての誇りを持つべき。小中学校の教員が西尾の魅力を勉強して欲しい。古い家が処分されるとき、資料を受け入れる施設があるべき。
・西尾は自動車産業に頼りすぎているのか、観光・文化・芸術には無頓着。元気な町とは安全に人々が集う町である。レジャー、観光施設が豊富で、市外からの人の出入りが多くなることが発展につながる。西尾は、お茶ばかりを宣伝しているが、自然の豊かさを利用してキャンプ場や天文台、プラネタリウムなど、子どもやファミリーの楽しめる施設があるといい。以前は西尾図書館に猿がいたが、普段みられない動物と接することができる場所が、生き物ふれあいの里にあるといいのでは。そして、管理、運営の必要な施設は有料でよい。中途半端な施設では例え無料でも人は来ない。



平成 20 年 10 月 26 日
「ゆめいろコンサート」での平坂中学校吹奏楽部による演奏

ユースビート「西尾市文化振興プラン」ワークショップ

<開催日時> 2008年7月18日(金) 午後9時～
 <開催場所> 浄願寺(中畑町)
 <出席者> 女性3名 石川桃子、石田麻奈、佐々木彩子
 男性5名 上代佳孝^{かじろよしとか}、筒井康隆、小倉崇伸、松井壮太(代表)、結城住職
 市事務局 畔柳千尋

問1 西尾市の好きなところ、嫌いなところは何ですか？

《好きな点》	《嫌いな点》
自然が多く、住みやすい。 小学生から行う茶摘みは、他地域にない特殊体験。 地元志向が強く、知人が多いので動きやすい。 本町が好き(大名行列など)。 市をあげての文化面のPRをしつつある。	街の中に公園が少なく、のんびりした時間を過ごしにくい。 スポーツのできる場所が少ない。 ぱっとせず、知名度が低い。

こうして欲しい

- (現代アート系、豊田の美術館のような)美術館の建設希望。
- サッカースタジアム、野球場、アミューズメントパーク、コンビニ希望。
- 電車の本数の増加。 ●公共交通網の整備。

問2 西尾を表すキーワードとは何ですか？

《プラス》	《マイナス》
◆中日の岩瀬投手 ◆誰がどこでもいつでも誰にでもお茶をたてられる街(気楽な抹茶ライフ)。 ◆ゆったり感 ◆しつらえ(設備)、振舞い(動き)、よそおい ◆米津の花火 ◆西尾祭のおどろっ茶 ◆ホテル ◆川	◆中途半端 ◆何をしても不便。 ◆緑川の汚さ。

問3 西尾で文化・アート系の企画をするなら、何がしたいですか？

- ◆お茶葉を使って貼り絵や水彩画(水墨画のように茶葉の汁で色を出す)の超大作を描く。
- ◆抹茶スイーツの展覧会 ◆園児・児童の市内合同人形劇大会
- ◆小道具、背景の創作から上演まで、親子大会(普段は接点のない他保育園・幼稚園との交流)
- ◆全国大学サークル人形劇大会 in 西尾(ストーリーは西尾の民話)
- ◆スローライフ ◆シャオでコンサート ◆お茶室でマッサージ(指圧)など、女性が喜ぶ企画。
- ◆全員和装でお茶会 ◆西尾祭りでミスコン、ミスターコン(着物で)
- ◆特に男性の和装(浴衣など)を白百合学園などに縫ってもらい、かっこよく着るという、全国的に珍しい試みを実施。

西尾市文化振興プラン策定委員会設置要領

（設置）

第1条 この要領は、文化芸術振興基本法第4条の規定に基づき、西尾市の文化振興の指針に関する西尾市文化振興プランを策定するため、西尾市文化振興プラン策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について定める。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）西尾市文化振興プランの策定に関すること。
- （2）その他、文化振興に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、教育長が委嘱することとし、その任期は計画策定までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（作業部会の設置）

第6条 委員会の事務を補助するため、課長補佐又は係長もしくは主査により構成される西尾市文化振興プラン策定作業部会（以下、「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の委員は、各所属長の推薦により教育長が選任し、任期は計画策定までの期間とする。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 作業部会の会議については、第8条の規定を準用する。

（市民委員会の設置）

第7条 委員長は、委員会に西尾市文化振興プラン策定市民ワーキングチームをおくことができる。

（事務局）

第8条 事務局は、西尾市教育委員会事務局文化振興課とする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この要領は、平成19年7月17日から施行する。

策定委員 名簿

1	＜学識経験者＞ 名古屋大学大学院 環境学研究科教授	清水 裕之
2	西尾市障害者福祉団体 連合会副会長	飯島 利蔵
3	西尾市観光協会理事	石川 逸大
4	西尾幡豆青年会議所 副理事長	板倉 啓介
5	西尾市社会福祉協議会 事務局長	岩瀬 六平
6	西尾市文化協会幹事	大河内正敏
7	西尾市ボランティア 連絡協議会副会長	大滝 市蔵
8	西尾市交際交流協会 企画委員	齋藤美夜子
9	商工会議所 2010 会議所 特別委員会副委員長 (三河機工代表取締役)	齋藤 保夫
10	西尾市幼小中学校 PTA 連絡協議会会長	星野 和幸
11	企画部長	小野田一男
12	総務部長	小島 統市
13	福祉部長	桑山 一楽
14	市民部長	山下 正文
15	建設部長	野口 要二
16	教育部長	都築 哲男

(順不同、敬称略)

＜事務局＞

文化振興課長	松井 直樹
文化振興課臨時職員	畔柳 千尋

作業部会員 名簿

1	＜教育委員会＞ 学校教育課長補佐	岩瀬 圭以
2	子ども課主査	鈴木 貴之
3	生涯学習課長	大木 昌子
4	企画部企画課長補佐	山崎 弘義
5	情報課主査	林 淑子
6	総務部財政課主査	高原 浩
7	福祉部福祉課長補佐	岸上みどり (平成 19 年度 細田勝)
8	建設部都市計画課 主任主査	川部 高 (平成 19 年度 樋口健治)
9	市民部商工課長補佐	山内 政春
10	環境課主任主査	中根賢次郎

(順不同、敬称略)

＜事務局＞

文化振興課長	松井 直樹
文化振興課長補佐	石川 芳雄 (平成 19 年度)
文化振興課臨時職員	畔柳 千尋

市民ワーキングチーム メンバー名簿

氏 名	所 属
天野 初男	文化芸術関係者（作家）、文化シンポジウム実行委員
天野 保夫	「古典の集い」 実行委員長
石川 克彦	西尾フィルハーモニー管弦楽団事務局、文化シンポジウム実行委員
犬塚きよみ	文化協会評議員・華道彩生会理事長
岩瀬 和途	西尾市民吹奏楽団
梅村 幸夫<リーダー>	西尾市民、文化シンポジウム実行委員
占部 史人	愛知県立芸術大学彫刻科
岡田 佳子	名古屋芸術大学美術学部洋画科
近藤 雅恵	文化協会副会長
榊原 正義	中日写真協会、文化シンポジウム実行委員
高橋健太郎	愛知県立芸術大学彫刻科
田中 瑞穂	西尾合唱団音楽監督、指揮者、文化シンポジウム実行委員
山崎 周彌	西尾の文化推進者
山背 隆文<副リーダー>	ギタリスト、善福寺副住職、恵保育園理事

（計 14 名、五十音順、敬称略）

「市民ワーキングチーム」オブザーバー

石川 恵子	まちづくりをいっしょに考え隊
伊藤 裕子	伊藤裕子創作舞踊研究所
榎本 宣子	朗読、西尾ボランティア市民活動センター
都築 幸昇	肴町大名行列保存会、龍光社
長谷 輝夫	千人委員会友の会
新實 幸夫	田貫町棒の手保存会
野村 邦男	天王町町内会（天王町神楽獅子）、野村畳店

（計 7 名、五十音順、敬称略）

「西尾市文化振興プラン」策定 工程表

実施月	全体の流れ	策定委員会	作業部会	市民ワーキングチーム	文化庁「文化芸術による創造のまち」実行委員会（文化シンポジウム）
平成 19 年 8 月	プラン策定の趣旨確認	メンバー推薦	8 月 8 日…第 1 回作業部会（アンケートについて意見交換・今後の方針確認）	8 月 1 日号「広報にしお」委員公募掲載、8 月 31 日公募締切	有志の実行委員決定
9 月	市民アンケート発送、9 月 20 日…アンケート締切・集計、素案検討		9 月 28 日…第 2 回作業部会（各課施策との整合性検討）	9 月上旬…メンバー決定、依頼	
10 月	ワーキングチームでの趣旨確認		10 月 31 日…第 3 回作業部会（ワーキングチーム報告、骨子検討）	10 月 27 日…第 1 回ワークショップ（策定の概要説明）	10 月 12 日…第 1 回実行委員会（趣旨説明）
11 月	意見整理				11 月 7 日…第 2 回実行委員会（開催内容確認）
12 月	市民からの意見把握時期（ワーキングチームやシンポジウム等）	有志は文化シンポジウム参加	12 月 20 日…第 4 回作業部会（第 2 回ワーキングチーム報告、骨子検討）	12 月 1 日…第 2 回ワークショップ（趣旨確認）	12 月 8 日…第 1 回文化シンポジウム／12 月 21 日…第 3 回運営委員会
平成 20 年 1 月	〃			1 月 12 日…第 3 回ワークショップ（文化施設の有効利用・活性化の方策）	1 月 26 日…第 2 回文化シンポジウム
2 月	市民からの提案集約、作業部会の意見集約、素案作成			2 月 16 日…第 4 回ワークショップ（市民文化活動支援の基盤整備）	2 月 29 日…事業実施報告書を文化庁と愛知県へ提出（実行委員会解散）
3 月	ワーキングチームの意見把握時期		3 月 18 日…第 5 回作業部会（ワーキングチーム報告・検討）	3 月 8 日…第 5 回ワークショップ（歴史・文化財等の継承）	
4 月	ワーキングチーム素案検討			4 月 26 日…第 6 回ワークショップ（基本方針①②検討）	
5 月	〃			5 月 17 日…第 7 回ワークショップ（基本方針③④検討）	

実施月	全体の流れ	策定委員会	作業部会	市民ワーキングチーム	文化庁「文化芸術による創造のまち」実行委員会（文化シンポジウム）
6月	素案検討			6月28日…第8回ワークショップ（基本理念）	
7月	7月22日…策定委員長依頼（名古屋大学清水裕之先生）・相談		7月9日…第6回作業部会（素案検討1-2）	7月18日…ユースビートの例会に参加。若者の意見を聞くワークショップ。	
8月	素案検討期間		8月28日…第7回作業部会（素案検討1-2）	8月7日…リーダー梅村氏との打ち合わせ	
9月	”	策定委員確定		9月6日…第9回ワークショップ（素案検討）	
10月	最終審議期間	10月21日…第1回策定委員会			
11月	パブリックコメント募集期間（11月26日～12月16日）	策定委員への最終意見確認（11月18日名古屋大学清水研究室訪問）	作業部会員への報告	11月8日…第10回ワークショップ（審議の報告・検討）	
12月	パブリックコメント募集終了・回答			12月24日…リーダー梅村氏と今後の予定確認	
平成21年1月	校正				
2月	冊子の製本・印刷				
3月	冊子刊行→策定			文化シンポジウム開催	

市民ワーキングチームの活動

プランに市民の声をとり入れるために、公募・推薦からなる14名の市民による「市民ワーキングチーム」を結成。西尾市の文化振興における課題を議論し、改善策をプランに反映させた。また、テーマごとに「オブザーバー」を招き、専門的な意見を聴くことで、よりよいプランづくりを行うことができた。さらに、10月にはワーキングチーム有志が「文化のまちづくり」の実践として、「にしお本まつり」において、市民ステージを担当した。これらの経験を活かし、プラン策定後、有志による「自主企画グループ」を立ち上げ、西尾の文化を盛り上げていくという意思確認がなされた。

■第1回ワークショップ（平成19年10月27日）…策定の概要説明

チームリーダーに梅村幸夫氏、副リーダーに山背隆文氏を選任。

■第2回ワークショップ（平成19年12月1日）…策定の趣旨確認

◇市民ワーキングチームの有志（天野初男、石川克彦、梅村幸夫、榊原正義、田中瑞穂の各氏）
→第1回文化シンポジウムの企画・運営への参画
平成19年12月8日／未来へ活かそう、伝統文化

■第3回ワークショップ（平成20年1月12日）…文化施設の有効利用・活性化の方策

◇市民ワーキングチーム有志（天野初男、石川克彦、梅村幸夫、榊原正義、田中瑞穂の各氏）
→第2回文化シンポジウムの企画・運営への参画
平成20年1月26日／西尾から、文化発振を！（※発信+振興の意）

■第4回ワークショップ（平成20年2月16日）…市民文化活動支援の基盤整備



オブザーバー参加者

ボランティア市民活動センタースタッフ・
朗読家の榎本宣子氏、
ジャズのコンサート企画をされる石川恵子氏、
千人委員会友の会の長谷輝夫氏

於 岩瀬文庫1階会議室

■第5回ワークショップ（平成 20 年 3 月 8 日）…歴史・文化財等の継承



オブザーバー参加者

天王町神楽獅子の野村邦男氏
肴町大名行列保存会の都築幸昇氏
田貫町棒の手保存会の新實幸夫氏
石川恵子氏
長谷輝夫氏

於 岩瀬文庫 1 階会議室

■第6回ワークショップ（平成 20 年 4 月 26 日）…基本方針①つくる、②そだてる、の検討

■第7回ワークショップ（平成 20 年 5 月 17 日）…基本方針③ささえる、④つたえる、の検討

■第8回ワークショップ（平成 20 年 6 月 28 日）…基本理念の検討

■第9回ワークショップ（平成 20 年 9 月 6 日）…基本理念決定、素案の検討、策定委員会への提出準備



於 岩瀬文庫 1 階会議室

■第 10 回ワークショップ（平成 20 年 11 月 8 日）…素案の検討、プラン副題の検討、来年度予定

ユースビートへのワークショップ（平成 20 年 7 月 18 日）…西尾のイメージ、文化事業への提案



ユースビートの皆さん／於 中畑町 浄願寺

◆市民ワーキングチーム有志

（岩瀬和途、石川恵子、梅村幸夫、梅村ゆう子、岡田佳子、犬塚きよみ、近藤雅恵、榊原正義の各氏）
→にしお本まつり「市民ステージ」の企画・運営（平成 20 年 10 月 11・12 日／於 岩瀬文庫前芝生広場）



西尾市民吹奏楽団ホルンチームへ
インタビューをするメンバー



西野町小学校御殿万歳クラブによるステージ



ステージで司会をする
メンバー

3. 市の文化状況（公共文化施設・歴史・文化財・祭り・民話）

西尾市公共文化施設一覧（特にコンサートや展示が可能なスペースに関する資料）

施設名	部屋の名称	定員	開設年	ピアノの有無	所在地	連絡先	管轄
文化会館	大ホール	1217席	S55年12月	グランドピアノ 使用可	山下町泡原30	54-5855	文化振興課
	小ホール	352席	〃		〃	〃	
	展示室	102.9㎡	〃	無	〃	〃	
	練習室A-C	展示可	〃	無	〃	〃	
	会議室301-305	展示可	〃	無	〃	〃	
	スタジオ	88.43㎡、 簡易防音	〃	無	〃	〃	
	茶室（伝想庵）	4.5帖+10帖		無	〃	〃	
資料館		延567.04㎡	S52年8月19日	無	錦城町229	56-6191	文化振興課
歴史公園	旧近衛邸	書院+茶室	H8年4月7日	無	錦城町231-1	54-6758	
	本丸丑寅櫓・ 鍬石門		〃	無	〃	〃	
	尚古荘	大広間+茶室 （不言庵）	〃	無	錦城町122	53-0380	
岩瀬文庫	市民 ギャラリー	使用料無料	明治41年開館、 H15年4月2日 リニューアル オープン	無	亀沢町480	56-6660 （庶務）、 56-2459 （文化財）	
図書館	会議室	100名	S30年4月	無	亀沢町474	56-6200	生涯学習課
青年の家	視聴覚室	72名	S46年5月1日	有	錦城町162-14	56-7722	
働く婦人の家	講義室	108名	S46年5月1日	アップライト ピアノ有	錦城町162-14	56-7676	

施設名	部屋の名称	定員	開設年	ピアノの有無	所在地	連絡先	管轄
勤労青少年ホーム	①軽運動室 ②中会議室	①100名 ②25名	S43年4月1日	アップライト ピアノ有	鶴ヶ崎町6-2	56-3923	生涯学習課
寺津ふれあいセンター	ブルーホール	600名	H10年5月1日	無	寺津町天王山27	58-1177	
米津ふれあいセンター	たものきホール	100名	H11年10月1日	有	米津町天竹桂72	54-4593	
福地ふれあいセンター	グリーンホール	100名	H12年5月3日	無	斉藤町向縄1	54-8900	
西野町ふれあいセンター	にしのまちホール	90名	H13年4月10日	ロビーにグランドピアノ有	上町下屋敷17-2	57-7636	
〃	茶室	別棟34.51㎡	〃	無	〃	〃	
八ツ面ふれあいセンター	きららホール	100名 (玄関とホール間の壁可動式)	H13年4月10日	無	戸ヶ崎町豊美115-1	57-7776	
鶴城ふれあいセンター	わかつるホール	100名	H17年5月1日	無	伊藤町伊藤東124	54-6565	商工課
西尾勤労会館	音楽室	70名	S59年1月19日	有	平坂町山崎9-1	59-1100	
〃	体育館	500名、音響照明	〃	無	〃	〃	
西尾市総合福祉センター	ふれあいホール	250名	平成8年度	電子ピアノ有	花ノ木町2-1	56-5900	福祉課
〃	第6集会室	50名	〃	アップライトピアノ有	〃	〃	
三和農村環境改善センター	多目的ホール	160名	H2年	アップライトピアノ有	米野町土井ノ内1-1	52-4698	農林水産課
室場農政センター	集会室	130名	S57年4月	グランドピアノ有	室町中屋敷152	52-4699	
西尾市役所	多目的室(1階)	可動式、展示可	平成20年7月	無	寄住町下田22	56-2111	総務課

文化の歴史（概観）

東部丘陵地と碧海台地にまたがる平野から成る西尾市においては、すでに一万年以上前の旧石器時代から原始人たちが生活していました。

縄文時代になると、稲荷山茶園公園北側に位置する上町八王子貝塚や、寺津中学校東側の枯木宮貝塚などの出土品（どちらも愛知県史跡文化財に指定）からも分かるように、集落が営まれていました。

今からおよそ 2000 年前の弥生時代の人々は、岡島町や江原町などの自然堤防上に、竪穴住居を構えて生活し、稲作もすでに始めていたことがうかがえます。

藤原宣からは、「参河国波豆郡矢田里白髪部小麻呂」など、西尾市内の地名がうかがえる最古の木簡が出土しており、大宝 2（702）年頃に市内から貢進物が宮廷に贈られたことが分かります。

平安時代の貞観元（859）年、清和天皇の即位後に初穂米を神々に供える「大嘗会」という祭りで、熱池町一帯が悠紀斎田（ゆきさいでん）に選ばれ、この時の儀式的宴で催された風俗の歌舞として「てんてこ祭」が始まりました。

現在「城下町」で知られる西尾市ですが、承久の乱（1221 年）の戦功により、足利義氏が三河の守護職となり、西条城を築城したことから始まっています。戦国時代に入ると、西三河に勢力を張る牧野成定、続いて永禄 3(1560) 年駿河の守護大名今川義元が桶狭間の合戦で討死すると、牧野氏にかわって徳川家康が、家臣の酒井政親を西条城主としました。酒井氏は西条を西尾と改め、天正 13(1585) 年政親の後を継いだ酒井重忠は二の丸に天守を築くなど城を大修築しています。天正 18(1590) 年豊臣秀吉の小田原征伐後、西尾城には秀吉配下の田中吉政が入城しました。吉政は三の丸を改築して櫓や門などを増築しました。現在も受け継がれる「西尾の祇園祭（西尾祭）」は、伊文の天王社（現伊文神社）から西尾城本丸の御劔八幡社までの「御神輿渡御」とこれに供する練りものの行列として始まったものですが、田中氏をはじめ歴代の藩主によって支援されてきました。

替わって、翌慶長 6(1601) 年以降、西尾城主は松平氏、本多氏、太田氏、井伊氏、増山氏、土井氏、三浦氏と徳川譜代大名がたびたび交替しています。明和元（1674）年出羽山形から松平（大蛤）乗祐が 6 万石で入封し、以来、西尾城は松平氏 5 代の居城として明治維新を迎えたのでした。

江戸時代の文化の発展においては、特に国学者渡辺政香の活躍が取り上げられます。安永 4（1776）年に三河国幡豆郡寺津村の寺津八幡社で代々神職を務める家に生まれた政香は、浜島錦城（文貞・文亭）に入門し和漢の史籍を学び、のち、文化 4（1807）年に京都の神祇伯白川家に入門。文政 6（1823）年には伊勢の国学者、足代弘訓に和歌を学んでいます。そして天保 7（1836）年に現在でも郷土研究の貴重な資料となっている『参河誌（全 43 巻）』が完成しました。

また江戸時期には、現在国指定無形文化財となっている「三河万歳」が全盛期を迎えました。徳川家によって優遇され、武士の特権であった苗字帯刀、大紋の直垂の着用が許され、江戸城の元旦の開門の儀式を司っていました。戦後衰退をみますが、現在は西野町小学校御殿万歳クラブがその伝統を受け継いでいます。

文明開化の旋風は西尾においても民衆層から沸き起こってきました。明治 16（1883）年には、県内初の私立英語学校が開校しています。また、西尾幼稚園の開園など、富裕豪商たちが手を取りあって近代的な教育に力を入れてきたことがうかがえます。特筆すべきは、明治 41（1907）年に西尾の実業家、岩瀬弥助が私財を投じて創立した私立図書館の岩瀬文庫でしょう。現在は西尾市の施設になっていますが、重要文化財の『後奈良天皇宸翰般若心経』をはじめ、古典籍から近代の図書、日本ばかりでなく中

国や朝鮮のものまで含むその蔵書数は8万冊余りにのぼります。文庫の機能のみならず、講堂、音楽堂、婦人のための閲覧室や児童館、園遊会を催せる庭園等、様々な機能を備えた画期的な文化の拠点とも言えます。国の登録文化財となっている赤煉瓦の書庫は、今も西尾市の文化のシンボルとなっています。

大正デモクラシーの頃になると、西尾では、主に短歌や俳句などが盛んになってきます。短誌では「雁来紅」、俳誌では「キララ」「山鳩」などが刊行されました。大正末期になると、県下第二の、ルネッサンス調の鉄筋コンクリート造りで屋上庭園も併設する「井桁屋」という百貨店ができ、商店街は大変にぎわいました。

戦争という暗い昭和の時代を経て、敗戦によってもたらされた平和と自由の中から各地で文化運動が起こってきました。西尾にも昭和20(1945)年「文化協会」が発足し、近隣都市の中でも、かなり早い時期に属していたと言えます。昭和21(1946)年には、講演会・懇談会・映画や音楽鑑賞など精力的な活動を展開し、敗戦の虚脱感に満ちていた市民の間に、文化を通じて「生きる気力」を養う機会を提供していきました。その後、昭和28(1953)年になって、すでに活動を停止していた文化協会の再建が企てられ、地方新聞人など一部市民を中心に「西尾文化連盟」が結成されます。この連盟も一時活動停止状態に陥りましたが、元の会員たちが参加し、昭和30年に「第2次文化協会」が発会式を開催します。

この協会は講演会を実施後、休眠してしまいましたが、昭和40(1965)年代に入ってくると、市民の中にさまざまな文化活動やサークル活動が生まれてきました。昭和45(1970)年頃から再び文化協会設立の動きが出始め、市の協力を得ながら昭和46(1971)年に、第1回の設立準備会を開催しました。昭和47(1972)年2月27日に、ついに、「西尾文化協会」の創立総会が開かれます。同年4月16日西尾文化協会創立市民大茶会が西尾八幡社(西尾城址)で催されました。のち、文化財講演会(趣味部歴史愛好会)、美術部門小品展(西尾文化協会美術部門)、機関紙「西尾文化」創刊号、西尾市民映画祭(パール劇場)など目覚ましい活動が展開されます。第13回西尾市美術展として、これまでは西尾市の主催で実施していたものをこの年から文化協会が委託を受けて実施することとなりました。邦楽大会、市民囲碁大会、刀剣展、市民俳句大会、諸流総合いけ花展、文化祭と他方面にわたる文化活動が、その産声をあげた頃でした。

次第に活動の拠点として「大規模な会館」設立希望の声がでて、文化協会会員の市への働きかけを経て、昭和55(1980)年、待望の「西尾文化会館」が完成しました。文化協会が希望する文化会館の性格として、①文化振興の場(カルチャー・センター)②市民連帯の場(コミュニティー・センター)③人間性回復の場(レクリエーション・センター)の三つが挙げられており、この考え方は地域文化をさらに発展させ、西尾独自の新たな文化を創生する場として、現代社会においても引き続き考慮しなくてはならない要素であると言えます。

「文化会館」を拠点のひとつとして活動する団体は西尾合唱団、さざ波コーラス、西尾市民吹奏楽団、西尾フィルハーモニー管弦楽団をはじめ現在でもたくさんあります。また、俳誌「若竹」は創刊900号を迎え、全国にその名を響かせています。

抹茶の生産量日本一を誇る西尾市では、文化協会の中に茶道などのグループが大変多く所属しています。特筆すべきは、西尾市に家元を持つ華道「彩生会」が存在することや、旧近衛邸、尚古荘、伝想庵などの茶室、和菓子など、抹茶をめぐる様々な文化が市内で花開いていることです。また、近年、茶業関係の民間企業によるコンサートや展示活動などの文化支援が盛んなことも特徴的です。

「文化」とは、人びとの多様な価値感を尊重した、自由な表現活動です。民衆が文化や教育を支えてきた歴史を今一度ふりかえって、新たな「文化史」の一ページを刻む必要があります。

西尾市内 民俗芸能・祭り一覧

※昭和 61 年の西尾市文化係（現文化振興課）による調査を基に、平成 20 年に電話により再調査したもの。

番号	場所	町名	日程	名称	内容
1	鶴ヶ崎天満宮	弥生町	9 月中旬	神楽	楽器・踊り
2	八幡社	寺津町	10 月下旬	近江神楽	楽器（笛・太鼓＝大人）、 踊り（巫女＝小学生約 8 名）
3	徳永神明社	徳永町	10 月下旬	神主の御祓い	少子化の為、神楽中止
4	住崎神明社	住崎町	10 月中旬	神楽	楽器（笛・太鼓 11 名）、 踊り（巫女＝小学校低学年 17 名）
5	平坂熊野神社	平坂町	10 月上旬	大和神楽	楽器・踊り
6	羽塚神明社神楽殿	羽塚町	10 月下旬	大和神楽	楽器、踊り（巫女＝小学生 2－4 年）
7	米津神社神楽殿	米津町	10 月中旬	神楽	楽器（笛・太鼓＝大人）、 踊り（巫女＝子供）
8	戸ヶ崎若宮八幡社 神楽殿	戸ヶ崎町	10 月下旬	フシミヤ流神楽	楽器（笛・太鼓＝大人）、 踊り（巫女＝小学校 2－6 年）
9	神明社境内	鶴ヶ池町	10 月中旬	もちなげ、 子供みこし	20 年程前までは神楽を実施
10	下町神明社	下町	10 月上旬	フシミヤ流御神前神 楽、獅子	楽器（笛・太鼓＝青年会）、 踊り（巫女＝小学 1－5 年生 17 名）、 獅子演技・所作
11	金石神社、町内	上町	10 月下旬	フシミヤ流神楽、 獅子、しんばやし	笛はテープ、太鼓＝大人 10 名、 踊り（巫女＝小学校 5－6 年生 20 名）、獅子
12	巨海町八剣社	巨海町	10 月中旬	大和神楽	楽器（笛・太鼓＝成人男性）、 踊り（巫女＝小学校低学年 12 名）
13	伊文神社	中町	7 月中旬	神楽、大屋形	笛＝テープ、太鼓、踊り
14	八剣社	上道目記町	10 月中旬	大和神楽	楽器（笛・太鼓＝男子 7 名）、 踊り（巫女＝小学生 3－6 年 10 名）
15	神社境内	西浅井町	10 月上旬	神楽	雅楽
16	神明社神楽殿	上永良町	11 月上旬	フシミヤ流寛永神楽	楽器（笛・太鼓＝成人男性）、 踊り（巫女＝小学校 1－6 年女子）
17	天満宮	南中根町	11 月中旬	神楽	楽器（笛・太鼓＝米津神社の人と共 同）、踊り（巫女＝地元の小学 5 年 生まで）
18	八幡社	中畑町	10 月中旬	神楽、チャラホコ（お まんと祭り）	楽器（笛・太鼓＝成人）、 踊り（巫女＝小学生 10 名）、練り

番号	場所	町名	日程	名称	内容
19	白山神社	法光寺町	10 月	神楽、獅子舞	楽器（笛＝録音テープ、太鼓＝若い衆）、踊り（巫女＝保育園～小学校低学年 12 名）、演技・所作
20	神社	針曾根町	10 月中旬		20 年程前までは神楽を実施
21	神明社	江原町	10 月中旬	フシミヤ流神楽	踊り（巫女＝小学生）
22	白山社神楽殿	徳次町	10 月中旬	神楽	楽器（笛・太鼓＝神楽連）、踊り（巫女＝小～高校生まで 20 名）
23	久麻久神社	八ッ面町	11 月下旬	神楽	踊り（約 5 名の子供による巫女舞）
24	神社境内	楠村町	10 月上旬	神楽	楽器（笛・太鼓＝青年部が子供に指導し子が演奏）、踊り（巫女＝小学校高学年）
25	高砂町 町内	高砂町	4 月上旬	高砂獅子	楽器、演技・所作
26	西尾祭り 市街地 伊文神社	天王町	7 月中旬	神楽獅子	楽器、練り、演技・所作
27	貴船神社、町内	伊藤町	10 月上旬	伊藤町獅子	楽器、演技・所作
28	神社、町内	下細池町	10 月	獅子舞	楽器、演技・所作
29	鹿島神社、町内	国森町	11 月上旬	際親子獅子	楽器、演技・所作
30	神社境内、町内	室町	7 月中旬	天王祭り	楽器、演技・所作
31	棧敷	上町北側	新春の舞 （市役所）等	三河万歳	演技・所作（西野町小学校御殿万歳クラブによる継承）
32	上町北側 神社	上町北側	10 月上旬	北側獅子連	楽器、踊り
33	神社	上矢田町	10 月中旬	獅子舞、チャラホコ	楽器、獅子
34	錦城町神明社 町内	錦城町	8 月下旬	子供獅子、手筒花火	楽器、演技・所作
35	稲荷社 町内	葵町	4 月上旬	獅子	楽器、演技・所作
36	中原社 町内	中原町	11 月上旬	獅子	楽器、演技・所作
37	西尾祭り	吾妻町	7 月中旬	吾妻子供獅子	楽器、演技・所作
38	神社境内	新屋敷町	10 月上旬	子供獅子	楽器、演技・所作
39	八ッ面町 町内	八ッ面町	11 月上旬	子供獅子	楽器、演技・所作
40	下羽角町 町内	下羽角町	4 月中旬	子供獅子	楽器、演技・所作
41	新在家町 町内	新在家町	4 月中旬	子供獅子・子供はやし	楽器、演技・所作
42	秋葉神社境内	会生町	10 月中旬	獅子舞	楽器、演技・所作
43	秋葉神社 町内	下矢田町	7 月中旬	子供獅子、チャラホコ	楽器、演技・所作
44	西尾まつり	本町	7 月中旬	ぎおん祭り・本町ばやし（太鼓ばやし）	楽器、山車・御輿、練り

番号	場所	町名	日程	名称	内容
45	菅原羽勝天満宮	菅原町	10月上旬	菅原町獅子はやし	楽器、演技・所作
46	十郎島 町内	十郎島町	10月中旬	子供はやし	楽器、山車・御輿
47	八幡社	熱池町	1月3日	てんてこ祭り	楽器、演技・所作（御田植祭）
48	天竹神社	天竹町	10月中旬	古式綿打ち（綿祖祭り）	演技・所作
49	岡島町	岡島町	60年毎秋	御陰祭り	御輿
50	神社 町内	新村、東浅井、西浅井	20年毎7月	御田扇祭り	御輿
51	西尾祭り	肴町	7月中旬	大名行列	練り、演技・所作
52	長圓寺山頂	貝吹町	8月14日	鍵万灯	演技・所作
53	室町神明社	室町	10月中旬	御櫃割り	演技・所作
54	田貫町 神社	田貫町	10月中旬	鎌田流棒の手、神楽	演技・所作、楽器（笛＝テープ、太鼓）、踊り（巫女＝小学3－6年）
55	伊文神社	伊文町	7月中旬	祇園祭り	祇園祭りの神輿と御旅所
56	伊文神社	伊文町	6月下旬	茅輪神事	茅輪をくぐり、災厄を祓う。
57	長圓寺	貝吹町	1月・7月上旬	三河七福神大祭	布袋像の参拝
58	勝山寺	瓦町	1月下旬～2月上旬	節分会（豆まき）	厄おとし
59	高倉神社	平口町	10月中旬	天狗祭り	天狗みこし、もち投げ
60	平原の滝	平原町	7月上旬	平原の滝開き	水垢離神事
61	矢作川米津橋下流	米津町	8月15日	米津の川まつり	慰霊のための万灯流し
62	実相寺	西野町	4月上旬	花まつり	釈迦堂（県指定文化財）で釈迦誕生を祝う。
63	養寿寺	下矢田町	3月下旬	矢田のおかげん	読経にあわせ管弦を奏し、釈迦の入滅を供養。
64	金石神社	上町	12月下旬	管粥神事	農作物の作柄を占う神事

<文化財に指定されているもの>

- 18 中畑町八幡社おまんと祭り…市指定無形民俗文化財
- 26 天王町神楽獅子…市指定無形民俗文化財
- 31 三河万歳…国指定無形民俗文化財
- 47 てんてこ祭り…県指定無形民俗文化財
- 51 大名行列…市指定無形民俗文化財
- 52 貝吹の鍵万灯…市指定無形民俗文化財
- 53 御櫃割り…市指定無形民俗文化財
- 54 田貫町棒の手…県指定無形民俗文化財
- 55 祇園祭りの神輿と御旅所…市指定有形民俗文化財

西尾につたわる民話

番号	民話	場所
1	太鼓をとられた雷	錦城町
2	吐針地藏	下矢田町
3	善明堤の戦い	善明町
4	古家のもうろう	西浅井町
5	御堂坂のたぬき	江原町
6	貝吹の鍵万燈	貝吹町
7	砥石地藏さん	中町
8	綿神さま	天竹町
9	八縄の火の玉	岡島町
10	雷になった文貞さん	下羽角町
11	おまんぎつね	寄住町
12	「あまきす」のごもんどり	大和田町
13	大石のひとりごと	米津町
14	三河の銀ぎつね	八ッ面町
15	龍宮からのおくりもの	小島町
16	みのを掛けた阿弥陀さま	寺津町
17	きつねのお産	熊味町
18	蟻の贈り物	上町
19	ゆうれい松	奥田町
20	地藏になった子	斉藤町
21	むじなの怪	中畑町
22	蓮の花の咲いた東大池	鎌谷町
23	子授け布袋	貝吹町
24	水のみ龍	室町
25	庄兵衛さんときつね	和気町
26	かくれ里の茶わん	刈宿町
27	矢曾根の一本松	矢曾根町
28	大岩と弁慶	上羽角町
29	身がわり地藏	米津町
30	枯れ木の茶釜	寺津町
31	腹いた銀杏	和気町
32	きつねの仕返し	刈宿町
33	平原の滝	平原町
34	虚空蔵さま	下羽角町
35	港のくい	平坂町

番号	民話	場所
36	蓮池	江原町
37	成良親王のお話	小間町
38	きつねのすもう	大和田町
39	つものとれた鬼	平原町
40	古刀のたたり	寺津町
41	なぞかけ松	八ッ面町
42	実相寺の鐘	上町
43	不食尼さま	巨海町
44	天狗の羽うちわ	馬場町
45	龍宮の雨乞い	小島町

<参考文献>

西尾市教育委員会・西尾市家庭教育推進協議会編『西尾の民話』（昭和55年2月20日）

4. 文化シンポジウム報告

「西尾市文化振興プラン」策定に先立ち、市民から意見を聴く機会を設けるため、文化庁より「文化芸術による創造のまち事業」として助成金を得て、2回の「文化シンポジウム」を開催した。

共催：文化庁・愛知県教育委員会・「文化芸術による創造のまち」西尾実行委員会

第1回 文化シンポジウム「未来に活かそう、伝統文化」

◆開催日時；平成19年12月8日（土）13時30分～

◆会場；西尾市文化会館 会議室302

◆開催内容；①基調講演 講師：木津川計（和歌山大学経済学部客員教授、雑誌『上方芸能』代表、NHKラジオ「木津川計のラジオエッセイ」レギュラー出演、元立命館大学教授）

演題：「笑いの力と文化の底力」

②伝統芸能講義「伝統芸能ワークショップについて」

講師：善竹忠亮（大蔵流狂言師）

③パネルディスカッション

コーディネーター：木津川計（和歌山大学客員教授）

パネリスト：善竹忠亮（狂言師）

佐久間桂祥（妙喜寺住職／神社・仏閣代表者）

杉田芳男（西尾市茶業振興協議会会長／あいや社長）

松井直樹（三河万歳後援会）

④質疑応答

基調講演

笑いの力…①親和力（微笑みあう関係づくりに役立つ）②治癒力（がん細胞を防ぐナチュラルキラー＜NK＞細胞の増加）③批判力（メディアを通じた政治批判が可能）

「都市格」＝文化／「都市力」＝経済

「都市格」のある街の条件とは？…①文化のストック ②景観の文化性 ③発信する情報（例；京都・神戸）

→西尾市は、「都市格」と「都市力」の両立を目指して欲しい。岩瀬文庫・旧近衛邸など発信するための「文化のストック」は十分にある。市の職員が専門性を持って「文化財保護」をしてきたことでストックは守られた。また、歴史公園の丑寅櫓の横の大木を残したことで「景観の文化性」を保っている。今後は市民の力を発揮し、行政と協働して、全国に西尾の「文化のストック」を発信していくべきである。

伝統芸能講義

（社団法人）能楽協会神戸支部として、神戸・湊川神社で夏休みに小学生対象のワークショップを開催。四日間の稽古の後、発表会を実施。また、1999年に父・善竹忠三郎が「志芸の会」を設立。公演活動に加え、中高生対象のワークショップで青少年に狂言を広めている。このような「発信」は大切なので、何回もやることで少しずつ理解してもらおう努力をしていきたい。2007年には、名古屋能楽堂とイタリア村で「日伊喜劇の祭典」として狂言とコンメディア・デッラルテを公演するなど、新たな狂言の方向性を開拓している。

パネルディスカッション・質疑応答

◆「あいや」グリーンティールールの設立理由は、環境問題が悪化する中、マングローブ植林をしつつ、古典文化とも言えるクラシック音楽を次世代に伝えたい、という二つの思いがあった。100人規模のホールで、マングローブ植林の募金とふれあいコンサートを開催。現在は規模を拡大して、西尾市文化会館大ホールにて、地元出身の芸術家に活動の場を提供。

西尾城が欲しいと希望する人はいるが、実際にどのようなものになるか、史実に基づき、木造の天守閣のイメージ図をポスターとして市に寄贈する。(杉田)

→このような実業家で文化人がいることに西尾市民は感謝すべき。岩瀬文庫の創立者も実業家であり、このすばらしい「文化のストック」を今後も全国に発信して欲しい。(木津川)

◆蛍の保全は、感動を与える光を求めて行っている。寺は「文化の入り口」であると考え、子どもを対象とした寺小屋、そろばん塾、落語会など気楽に立ち寄ることのできるお寺を目指して行っている。「ややや矢作古川舟遊び」実行委員会として、川を体験する機会がない方に舟遊びを提供。ヒメ蛍も飛ぶ川で、子どもたちを舟に任せ、夢を与えたい。(佐久間)

→蛍のいる里は魅力があり、街のグレードが上がる。川をきれいにするとお客さんが多く来るようになる。「景観の文化性」として、すばらしい。(木津川)

◆「日伊喜劇の祭典;狂言とイタリアのコンメディア・デッラルテ」は、現代版の世俗的な話題をモチーフにして創作狂言を実現した。イタリア人の狂言師を交え、国際交流も実施。(善竹)

◆三河万歳は、平成4年に本物の万歳の演者がとだえ、継承者がいなくなった現在は、西野町小学校の4～6年生が万歳を演じているが、大人になっても継続する人は少ない。また指導者も少なく存続の危機にある。万歳の発表の機会を増やし、市民に継承する大切さを知ってもらいたい。(松井)

→西尾市で今一番必要なことは「発信」。岩瀬文庫の古文書を全国から読みに来るように、情報発信をする努力をして欲しい。また市民の力で自然を残し、西尾市の文化的景観を豊かにするべき。(木津川)



コーディネーター木津川計先生（右）と
パネリスト善竹忠亮氏（左）



パネリスト杉田芳男氏（左）・佐久間桂祥氏（右）

第2回文化シンポジウム「西尾から文化発信を！」（※発信＝発信＋振興の意）

◆開催日時；平成20年1月26日（土）13時30分～

◆会場；西尾市文化会館 会議室302

◆開催内容；①基調講演 講師；清水裕之（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

演題；「進化する文化ホール」

②パネルディスカッション

コーディネーター；清水裕之（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

パネリスト；石神忠徳（西尾市民吹奏楽団団長）

石川克彦（西尾フィルハーモニー管弦楽団事務局）

岡村アナマリア（西尾市外国人相談員）

山崎周彌（西尾の文化推進者）

③質疑応答

基調講演

行政がハコを造り市民が使う時代→市民の話し合いからハコを造る時代へ。

例；岐阜県可児市文化ホール…市民参加で6年かけて完成。名古屋大学の学生によりプレ設計案を2案作成→市民ワーキンググループが小学校などへ出向き、文化会館について事前説明→現在は市民によるalaクルーズというボランティアグループをNPO法人化して運営を実施。

＜地域における市民の活動紹介＞

（例1）札幌市コンカリーニョ…95年から7年間古い倉庫を劇場・練習場として利用→再開発事業の対象となり、移動を強いられたため自ら足場を組み、新たに劇場を設立→現在はNPO法人化し「まちとアートをむすぶ劇場づくり」を目指し、様々な文化プログラムを立案・運営。

（例2）喜多方プラザ文化センター…喜多方21世紀シアターは、街の人がボランティアで手伝う。特に①「ショーケース」という全国から劇団のパフォーマーが集合する事業を実施 ②アーティスト同士が交流する機会を提供 ③街の人が面白いものを見る機会の提供をしている点特徴的。

（例3）武豊町民会館…市民会館の立ち上げから市民が参加し、700席のホールを設立。現在は、武豊文化創造協会という市民ボランティアが企画・運営を実施し、NPO法人化。音楽と科学のハーモニーというテーマで「ゆめホタル」という発光ダイオードを用いた企画は好評。

（例4）長久手町文化の家…コンテンポラリーダンサーが町内の高齢者と共に創作ダンスを披露。ストーリーは、街の人の個人史が軸となる。その他、文化の家で一日中子どもが遊べる企画「おんぱく」を実施。愛知県立芸術大学とのアウトリーチ活動やプロの音楽家が学校で出前演奏をし、地域との連携を図る。佐渡裕の吹奏楽クリニックなどを実施。「長久手町文化マスタープラン」を策定し、中長期目標を提示し、細かい計画を明示。年度末には運営委員会で活動評価を行う。

→西尾市の文化振興プランの中でも「具体的にいろいろな計画を練り、中長期ビジョンを盛り込むことが大切。

(例5) 横浜市…他市との差異化を図る戦略としてクリエイティブシティに取り組んでいる。

→全世界で「創造都市」としてのキーワードを用いて街の活性化が図られている。西尾市も芸術・文化を個人のために行うものとしてではなく、街全体を活性化する一つの大きな種にしていけばよいのではないか。

パネルディスカッション

◆西尾にオーケストラがなかったのも、指揮者に上垣聡氏を迎えて西尾フィルハーモニー管弦楽団を設立。音楽をやる三つの楽しみは、①合奏 ②演奏会でのお客様とのコミュニケーション ③練習後の家でのビール。音楽をするより仲間をつくる感じ。西尾フィルは16年を迎える。発信も大事だがまずは自分たちの音楽を創っていききたい。(石川)

◆西尾の人は「文化をポケットの中に入れてしまって」いる。俳句やお茶の文化が盛んであるが、発信することがうまくない。気持ちを持った人が活動すれば市政に活かされるので、人とのつながりが大切。西尾市には活動の「場」は意外とたくさんある。しかし、公共文化施設は生涯学習課、文化振興課、農林水産課など行政の管轄が別々。窓口を統一して分かりやすくして欲しい。演じ手に対して言いたいことは、自分がやりたい曲と人が聴きたい曲は違うのでコミュニケーションを大切にしたいということ。多目的ホールは中途半端で使い勝手が悪いので、税金を投入するのならば、皆が使いやすい文化会館として改修していくべきである。(山崎)

◆西尾市民吹奏楽団は35周年を迎えた。団長には10年前に就任。音と音とのつながりは、人と人とのつながりだということを感じている。ブラスバンドは全国に多数あるが、コンサートに来てもらえるよう、各団が営業努力をすべき。西尾市吹はコンサートを主としたコミュニティバンドとして全力で取り組みたい。チケットを有料にしているのは、演奏に重みをもたせるため。子どもと大人の双方が接しているのが「文化」。行政の協力も得ながら、情報発信に力を入れたい。(石神)

◆アメリカ生まれのペルー育ち。西尾の文化、で最初に浮かぶのは抹茶。13年前に西尾に初めて来た際に感じたのは、国際交流協会はあるけど、姉妹都市のポリルアとだけ交流していて市内に住む外国人と交流していないということ。アメリカのコミュニティーセンターでは子どもたちが劇団や踊りに参加している。部活動のように強制的な感じではなく気楽に文化芸術に触れる機会があるとよい。西尾は音楽などで若い人を育てていくべき。西尾のすごいところは歴史など自分の文化を大切にしている点。若い人でも茶道や華道を学ぶ人が多い。今後、より子どもも楽しんで参加できるような方向にもっていくべき。踊ろっ茶には9年間参加しているが、参加人数が減少。駅など気楽に体験・発表のできる環境づくりが子どもには大切である。(岡村)

→日本の文化会館は固すぎるので、海外にあるような気楽に活動のできる環境をつくるべき。(清水)

質疑応答

◆過去に文化会館が実施したプログラムを一度整理して、未来に向けて何を育成するのか、今後どうすべきかを考えるべき。そのような、過去を検証し、未来に何を残すのかを考える組織が必要。子どもとアートをいかにつないでいくのか。(参加者)

→大事なご提案。過去の検証と将来へのビジョンは大切。(清水)

- ◆西尾市では抹茶やバラが知られており、蔵書で全国でもトップレベルの岩瀬文庫が市民に知られていないので、周知させてほしい。(参加者)
- ◆西尾の文化会館は昭和 55 年に建築賞をいただいている。(参加者)
- ◆可児や長久手では文化会館の新設時に市民参加型の活動が起きた。西尾市の場合は、現状でどのような手法が考えられるか。(参加者)
 - 古い文化会館を修復する時は市民参加のチャンスである。例として福井市民会館。行政にまかせていられないと市民が立ち上がり N P O 法人化。現在は運営のみならず、市全体の文化活動を元気にした。現在札幌市民会館の建て直しに関わっているが、円卓会議を開催し、会議でやったことは必ず次へ活かしている。最近、ハコのことより運営について議論されている。(清水)
- ◆財政逼迫を理由に、文化への補助金カットの傾向がある。文化は目に見えないもので心の栄養であるが、費用対効果で行政を説得するノウハウを教えて欲しい。(参加者)
 - 世界的な戦略として「創造都市」。皆の個人個人の活動は、「文化への投資」であると捉えるべき。子どもにどのように伝えるか、西尾のどの点を全国に知らせるか、そこにお金を投資することに意義があると考え。文化芸術を経済的に分析した研究はたくさんある。世界的には、文化創造都市の競争は激化している。都市の創造性を打ち出していくべきである。(清水)



名古屋大学大学院清水教授による基調講演



参加者との交流も交えたパネルディスカッション



パネリスト石川克彦氏 (左)・山崎周彌氏 (右)



パネリスト石神忠徳氏 (左)・岡村アナマリア氏 (右)

文化芸術振興基本法

（平成十三年法律第百四十八号）（平成十三年十二月七日公布）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成すること

を旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディ

ア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する

（文部科学省設置法の一部改正）

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

理由

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

西尾市文化振興プラン

発行年月；平成 21（2009）年 3 月

編集発行；西尾市教育委員会事務局 文化振興課

〒445-0847

愛知県西尾市亀沢町 480 番地 岩瀬文庫内

電話（0563）56-6660

表紙デザイン；高橋健太郎（市民ワーキングチームメンバー・愛知県立芸術大学）

写 真；天野初男（市民ワーキングチームメンバー・作家）